

枚方京田辺環境施設組合
可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
計画段階環境配慮書

要約書

平成29年4月

枚方京田辺環境施設組合

はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例(平成10年10月16日京都府条例第17号)第7条の3の規定に基づき作成した「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)」である。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1523号)

また、本書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

— 目 次 —

第1章 事業計画の概要.....	1- 1
1-1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所.....	1- 1
1-2 第一種事業の名称.....	1- 1
1-3 第一種事業の目的及び内容.....	1- 1
1-3-1 第一種事業の目的.....	1- 1
1-3-2 第一種事業の内容.....	1- 2
(1) 対象事業の種類.....	1- 2
(2) 対象事業の規模.....	1- 2
(3) 事業実施想定区域の位置.....	1- 2
(4) 複数案の策定に至った検討の状況.....	1- 5
(5) 事業の規模等.....	1-10
(6) 建設施工計画.....	1-14
(7) 環境配慮の方針.....	1-15
第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況.....	2- 1
第3章 計画段階配慮事項の選定.....	3- 1
3-1 位置等に関する複数案.....	3- 1
3-1-1 施設等の配置.....	3- 2
3-1-2 工作物の構造.....	3- 3
3-2 環境影響要因の抽出.....	3- 4
3-3 計画段階配慮事項の選定.....	3- 5
3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定及びその理由...	3-10
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果.....	4- 1
4-1 大気質・騒音・振動	
(工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	4- 1
4-1-1 調査.....	4- 1
4-1-2 予測.....	4- 1
4-1-3 評価.....	4- 2
4-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）	4- 4

4-2-1	調査.....	4- 4
4-2-2	予測.....	4- 6
4-2-3	評価.....	4-14
4-3	景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）.....	4-16
4-3-1	調査.....	4-16
4-3-2	予測.....	4-22
4-3-3	評価.....	4-26
4-4	総合評価.....	4-27
4-4-1	施設等の配置に関する総合評価.....	4-27
4-4-2	工作物の構造に関する総合評価.....	4-27
第5章	その他規則で定める事項.....	5- 1
5-1	対象事業を実施するために必要な許認可等.....	5- 1
5-2	配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地.....	5- 1

第1章 事業計画の概要

1-1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

名 称：枚方京田辺環境施設組合
代表者の氏名：枚方京田辺環境施設組合管理者 石井 明三
主たる事務所の所在地：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

1-2 第一種事業の名称

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業

1-3 第一種事業の目的及び内容

1-3-1 第一種事業の目的

枚方市では、平成20年12月稼働の東部清掃工場と昭和63年3月稼働の穂谷川清掃工場第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などにおよぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題であった。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」とする。）焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていた。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなった。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなった。

その後、可燃ごみ広域処理施設の整備は、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け、「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

以上の経緯を踏まえ、本事業は、当組合において、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の平成35年度稼働を目指し、整備を行うものである。

1-3-2 第一種事業の内容

(1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

(2) 対象事業の規模

一般廃棄物処理能力：168t/日 [7t/時間] × 1炉

（うち可燃ごみ量（平常時）156t/日、災害廃棄物（可燃ごみ）12t/日）

(3) 事業実施想定区域の位置

京都府京田辺市田辺ボケ谷地内（図 1-3.1及び図 1-3.2）

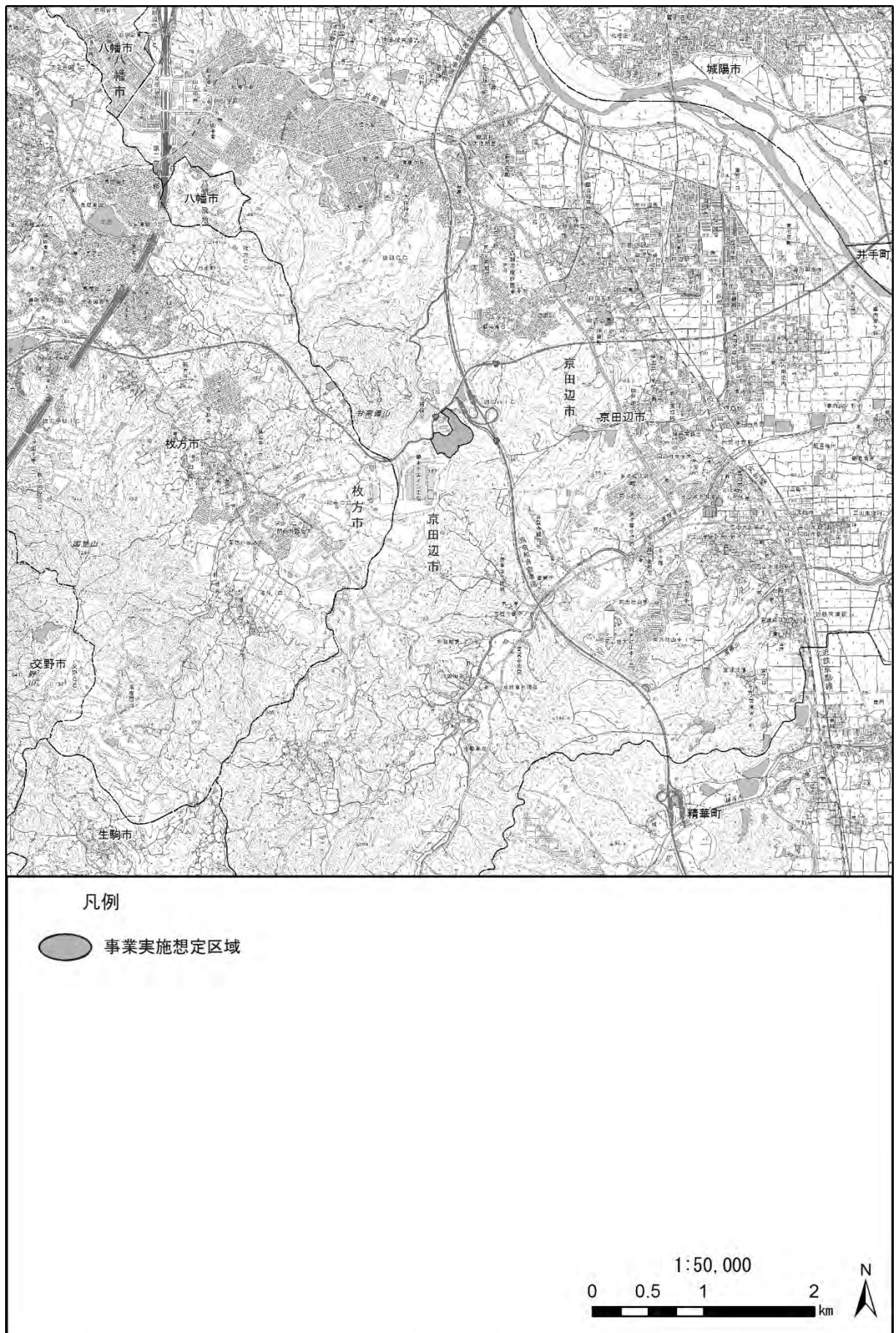


図 1-3.1 事業実施想定区域位置図 (広域図)

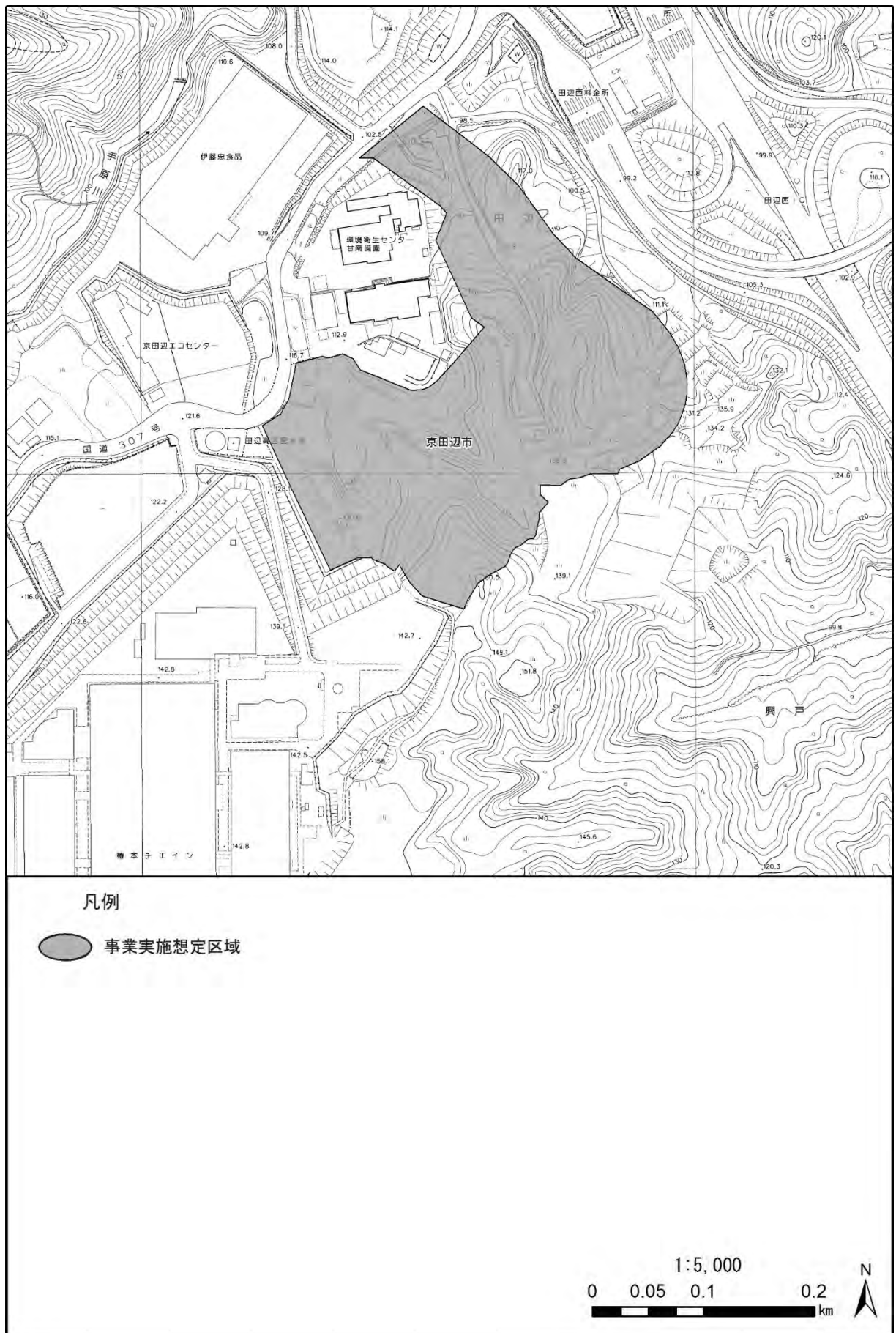


図 1-3.2 事業実施想定区域位置図 (拡大図)

(4) 複数案の策定に至った検討の状況

1) 国及び府によるごみ処理広域化の推進

国は、ダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省環境整備課長通知）を都道府県に通知した。

こうした国の方針に従い、大阪府では、「大阪府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、大阪府）を策定し、焼却残さの高度処理対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減などの観点から広域処理を推進するために、府域に6つの広域ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）を設定しており、枚方市は、寝屋川市、交野市、四條畷市、守口市、門真市、大東市及び東大阪市とともに東大阪ブロックに区分されている。

一方、京都府でも、「京都府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、京都府）を策定し、広域処理を推進するために、府域に7つの広域ブロック（丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽）を設定しており、京田辺市は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び宇治田原町とともに南部ブロックに区分されている。枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の北河内4市及び京田辺市では、これまで各市が主体的に、かつ連携を図りながらごみ減量・リサイクルやごみ処理を進め、循環型社会の形成に取り組んできた。このうち枚方市では、老朽化した穂谷川清掃工場第2プラントを更新し、平成20年12月に東部清掃工場（120 t / 日 × 2 炉）が竣工した。一方、京田辺市も甘南備園焼却施設（昭和61年稼働）等でごみ処理や資源化に取り組んできた。

ごみの焼却処理については、北河内地域では、組合設立当初から設置する四條畷市交野市の焼却施設をはじめ、これまでに整備されている各々焼却施設について、各施設の更新時期の違いや共同処理施設の立地選定が困難であることから、各々で整備、運営してきた。また、京田辺市についても、周辺自治体との連携を検討した経緯があったが、加入条件や時期を検討した結果、同市単独でごみ処理施設を整備、運営してきた。

北河内4市及び京田辺市内の処理施設の状況は、図 1-3. 3に示すとおりである。

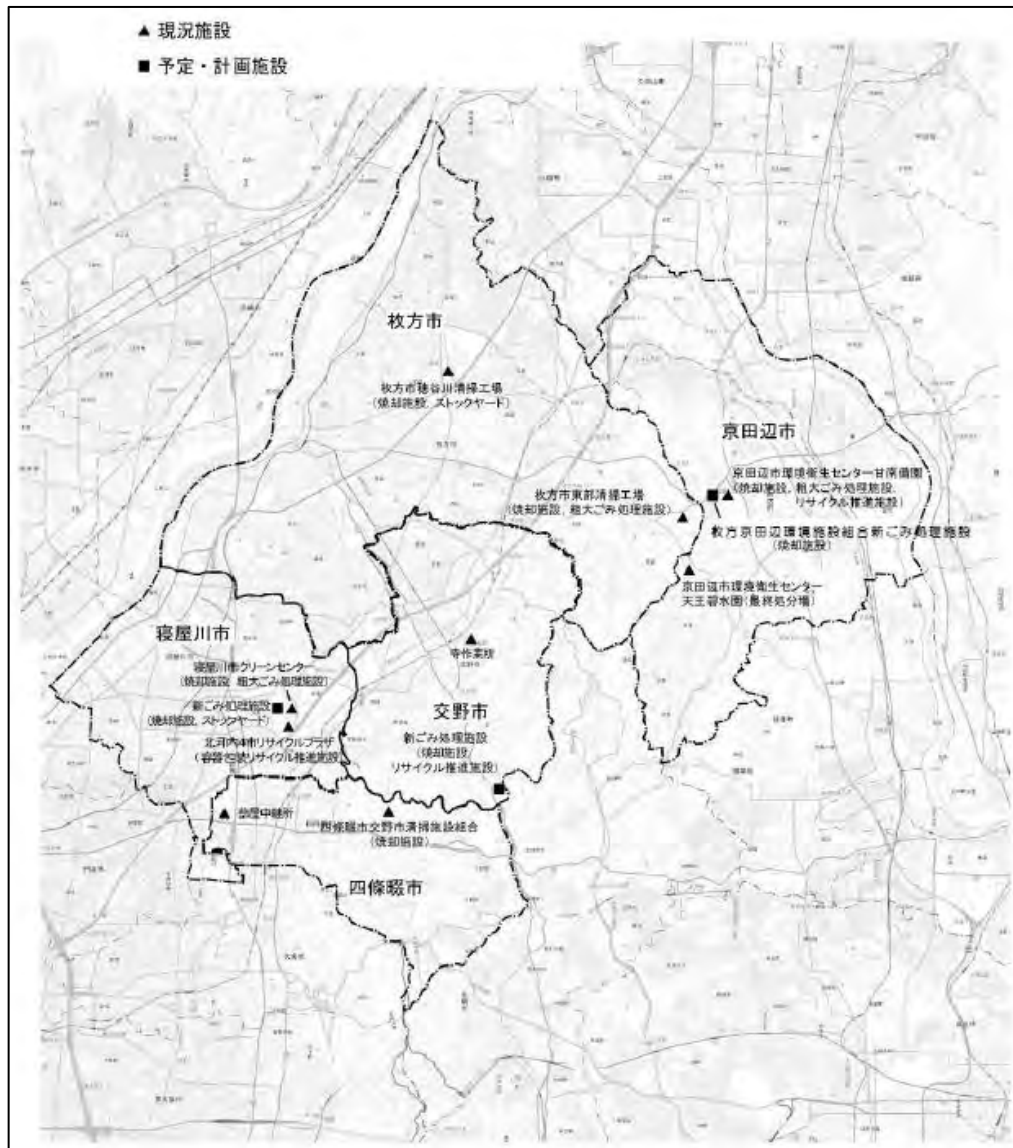


図 1-3.3 処理施設の状況図

2) 枚方市及び京田辺市のごみ処理の状況

国及び府によるごみ処理広域化の推進の中、枚方市においては、北河内7市（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市、四條畷市及び大東市）で、広域的な共通課題に対し、国、府、市及び民間の適正な機能分担を図りつつ連携と協調の下、総合的な施策を推進するために、北河内地域広域行政推進協議会を結成し、「ごみの減量を基本としつつ長期的な課題としてごみ処理施設の共同設置を検討すること」を方針として取組みを進め、平成16年に枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市で共同してペットボトル及びプラスチック製の容器包装のリサイクル事業を行うため北河内4市リサイクル施設組合を設立し、平成19年12月に北河内4市リサイクルプラザ（通称「かざぐるま」）を完成させて、翌年2月から広域処理を行っている。ただし、可燃ごみの処理については、北河内各市の施設更新時期の相違が制約となり、枚方市は、平成20年に単独で東部清掃工場を建設し、穂谷川清掃工場との2施設での処理を行っている。

また、京田辺市の属する南部ブロックでは、京田辺市以外の市町において昭和37年から一部事務組合方式（城南衛生管理組合）による広域処理が行われており、隣接する相楽ブロック（木津川市、精華町、和束町、笠置町及び南山城村）においても、木津川市及び精華町で相楽郡西部塵埃処理組合が、和束町、笠置町及び南山城村で相楽東部広域連合がそれぞれ組織され、広域処理が行われており、京田辺市のみが単独処理を行っている状況であった。

京田辺市としても、ごみ処理の広域化について、平成10年に同じ南部ブロックの城南衛生管理組合への加入に向けた協議を開始したが、加入条件や時期などにおいて、折り合いがつかず、また、平成15年には、城南衛生管理組合から新しい施設整備への参加を打診されたが、施設更新時期の相違が制約となり、単独処理を継続することとなった。

3) ごみの広域処理の検討

枚方市、京田辺市ともに、ごみ処理の広域化に対しては、その重要性、必要性を認識しつつも、諸問題から単独処理を余儀なくされている中、平成21年度に、京田辺市の甘南備園焼却施設の煙突の大規模改修を契機に、両市間で災害時又は施設の故障時、事故及び改修などで処理能力が低下した場合に互いに協力支援していく「ごみ処理に係る相互支援協定」を締結し、広域支援体制が構築された。

平成25年に入り、枚方市では穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化問題が、京田辺市では甘南備園焼却施設の老朽化問題が顕著になり、それぞれにおいて新しい施設整備に向けた「ごみ処理施設整備基本構想」の策定が開始されるに至り、平成26年1月31日に京田辺市から枚方市に「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議の申入れがなされ、可燃ごみの広域処理による環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性及び合理性等の観点から検討・協議を重ねた結果、平成26年12月19日に穂谷川清掃工場と甘南備園焼却施設の後継施設について、共同で建設し、可燃ごみの広域処理を図っていくことの合意に達した。

その後、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

4) 施設位置の検討経緯

施設位置の選定については、枚方市及び京田辺市のそれぞれが、「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月、枚方市)、「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月、京田辺市)において、ごみ処理施設の適地の検討が行われた。

枚方市では、枚方市内での候補地として、ごみ焼却場として都市計画決定を受けている穂谷川清掃工場と東部清掃工場の両地域を「都市計画標準(案)」(昭和35年、建設省)や「都市計画運用指針」(平成20年、国土交通省)に示された基準や条件等を検討した結果、東部清掃工場用地が適しているとしたが、広域処理する場合には、処理対象区域が枚方市域及び京田辺市域になることから、枚方市域外の京田辺市域にも適地を求めることが可能となり、適切な施設配置が実現できるような検討が必要であるとされた。

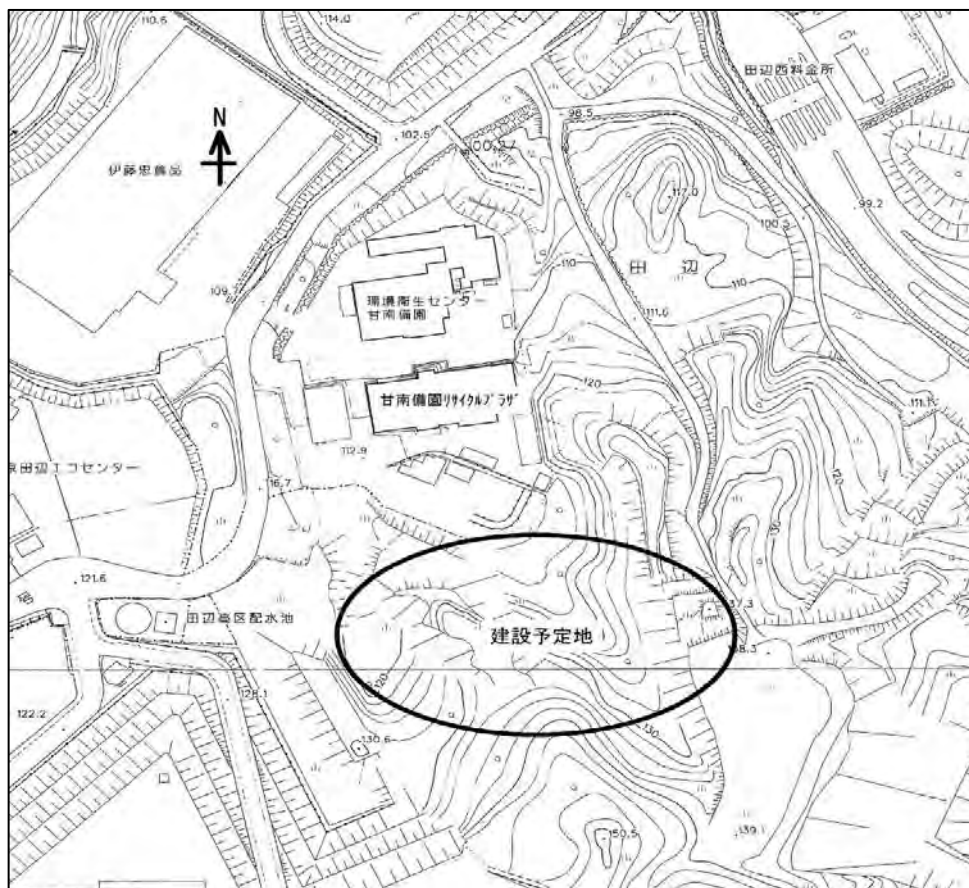
一方、京田辺市では、今まで、甘南備園で焼却施設が更新されてきた経緯があり、当該地は、現甘南備園焼却施設が建設された昭和58年当時、当該地を含む地域における学研都市構想が具体化していないという理由で「ごみ焼却場」としての都市計画決定は見送られたが、決定要件としてのごみ焼却場の位置、区域及び面積などについては、旧田辺町企画小委員会における協議、地元の合意形成、旧田辺町づくり審議会の答申など、十分な検討が行われている。

また、甘南備園の計画位置や規模は、都市計画標準(案)や都市計画運用指針に示された考え方についても、十分に配慮され、さらに現在の土地利用状況、用地面積の確保、搬入道路の状況、電気や水道などのインフラを活用するための社会基盤が整備されていることから、適地については、甘南備園(拡張を含む。)が最適とされた。

以上の経緯を踏まえ、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果、今回については、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場第3プラントの稼働より2年早いこと及びこれに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的と考えられた。

このことを前提として定めたごみ処理施設整備基本構想は、両市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなった。

以上の経緯を踏まえた結果、可燃ごみ広域処理施設は現在稼働する甘南備園に隣接する図 1-3.4に示す位置を選定することとした。



出典：「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（平成 28 年 3 月、枚方市・京田辺市）

図 1-3.4 建設予定地の位置図

5) 複数案策定の検討経緯

上記 4) において述べたとおり、計画地は既に決まっていることから、当該地を造成して、可燃ごみ広域処理施設の設置を行っていくこととなるが、当該敷地において確保できる平地面積と焼却施設等の建築面積、構内道路の配置、駐車場及び来場者等の安全な動線を考慮し、設定可能な複数案として、排ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響が考えられる煙突高さ（工作物の構造）の違いによる複数案及び地形改変量の影響が見込まれる造成地盤高さ（施設等の配置）の違いによる複数案を、それぞれ設定することとした。

(5) 事業の規模等

1) 整備に係る基本方針

可燃ごみ広域処理施設は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮し、以下の基本方針に基づいて整備することとする。

(1) 環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

(2) 資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量等を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

(3) 安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

(4) 経済性

施設的设计・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト（LCC）の低減を意識した施設とする。

2) 事業の規模

想定する対象事業の規模等の概要は、表 1-3.1に示すとおりであり、処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。また、施設規模（処理能力）は表 1-3.2に示す既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、168t/日を想定している。

表 1-3.1 規模等の概要

項目	内容
種類	ごみ処理施設
処理方式	ストーカ式焼却炉 ^{注1}
施設規模（処理能力）	168t/日 ^{注2}

注1. ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

注2. 現時点の想定であり、ごみの発生量の減少を踏まえて変更する場合がある。

表 1-3.2 施設規模

項目	区分	施設規模	備考
可燃ごみ量（平常時）	穂谷川清掃工場 後継施設分	98t/日	①
	甘南備園焼却施設 後継施設分	58t/日	②
	計	156t/日	①+②
災害廃棄物（可燃ごみ）	穂谷川清掃工場 後継施設分	6t/日	③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	6t/日	④
	計	12t/日	③+④
施設規模	穂谷川清掃工場 後継施設分	104t/日	①+③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	64t/日	②+④
	計	168t/日	①+②+③+④

3) 環境保全目標

可燃ごみ広域処理施設における環境保全目標は表 1-3.3のとおりである。

表 1-3.3 環境保全目標

項目	計画目標		
大気	排ガスの計画目標値は、関係法令による排出基準や東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値を設定する。		
	項目	排出基準等	計画目標値
	ばいじん (g/m ³ N)	0.04以下	0.01以下
	塩化水素 (HCl) (ppm)	約430以下 (700mg/m ³ N以下)	10以下
	硫黄酸化物 (SO _x) (ppm)	K値2.34 (数百ppm程度)	10以下
	窒素酸化物 (NO _x) (ppm)	250以下	20以下
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.05以下
	水銀 (μg/m ³ N)	新設：30以下、 既設：50以下 ^注	検討中
水質	<p>排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する方向で協議・調整を進めることとする。</p> <p>京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）においては、排除下水量別に排除基準が定められているが、本計画の計画目標値としては、排除下水量の最も多い区分に適用される排除基準とする。</p>		
悪臭	<p>悪臭については、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成21年京田辺市告示第37号）による規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。</p>		
騒音・振動	<p>騒音及び振動については、法令の規制を受けないが、周辺の規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。</p>		

注. 水銀に係る排出基準の施行日は、平成30年4月1日又は水銀に関する水俣条約が発効される日のいずれか遅い日である。

4) 関係車両の主要走行ルート計画

工事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、図 1-3.5に示すとおり京田辺市及び枚方市を結ぶ国道307号を走行する計画である。なお、両市周辺地域において、道路整備が計画されている。

また、施設の建設と合わせて、国道307号と施設を結ぶ接続道路を設置する計画である。



凡例

- 事業実施想定区域
- 関係車両の主要走行ルート（国道 307 号）

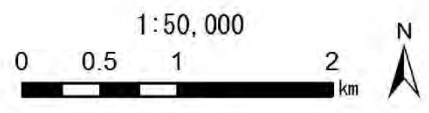


図 1-3.5 関係車両の主要走行ルート図

(6) 建設施工計画

可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約1年間、プラント工事に約3年を要し、完成までに約4年間の期間を要する。

建設施工計画は表 1-3.4に示すとおりである。

表 1-3.4 建設施工計画

項目／期間	1年目	2年目	3年目	4年目
造成工事				
・ 土木造成				
プラント工事				
・ 設計				
・ 施設建設				

(7) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 生活環境

- ・ごみの焼却処理により発生する排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。
- ・施設の設計に当たっては、大気質、騒音、振動や日照障害、電波障害などの周辺生活環境への影響について、回避・低減に努める。
- ・工事の実施に当たっては、建設工事に伴う騒音、振動をできる限り防止するため、低騒音、低振動の施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音・低振動型の建設機械の採用に努める。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。なお、粉じんの飛散防止対策として、散水や仮囲いを行う。
- ・施設の供用に伴う騒音、振動、悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

2) 自然環境

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めるとともに、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。
- ・施設の建屋は、周辺環境に配慮した外観とする。
- ・工事の実施に当たっては、降雨時における下流河川への濁水流出の低減に努める。

3) 資源循環・環境負荷

- ・プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったうえで場内で再利用し、水の循環利用を図る。
- ・「京都府循環型社会形成計画」（平成24年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- ・施設の設計に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- ・工事の実施に伴う発生土は、事業計画地内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。
- ・焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用する。

第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況

本事業による環境影響を受けるおそれがある地域（計画段階関係地域）は、次の点を勘案し、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排ガスによる大気質の影響が大きくなると想定される位置を十分に包含する範囲として、事業実施想定区域の中心から半径約2kmの範囲（該当市：京田辺市及び枚方市の2市）を設定した。

調査地域の概要は、表 2-1(1)～(8)に示すとおりである。

表 2-1(1) 計画段階関係地域及びその地域の概況

項目	地域特性	
自然的状況	気象	京田辺地域気象観測所での平成24～28年の平均値は、年平均気温が15.6℃、年降水量が1,642.8mm、年最多風向は東南東、年平均風速は1.8m/sである。平成28年の気象概況は、年平均気温が16.3℃、年降水量が1,711.5mm、年平均風速は1.8m/sである。
	大気質	調査地域では、一般環境大気測定局として田辺局（京田辺市田辺明田）、第二京阪道路環境監視局として長尾局（枚方市長尾台）及び津田局（枚方市津田東町）で測定が行われている。また、最も近隣のダイオキシン類常時監視地点として、一般環境大気測定局の王仁公園局（枚方市王仁公園）が設置されている。王仁公園局は調査地域外であるが、大気汚染の状況を把握するために測定結果について整理した。 一般環境大気測定局の結果によれば、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類については環境基準を達成している。
	騒音	調査地域では、京田辺市8地点、枚方市4地点において自動車騒音測定を実施している。京田辺市の測定地点のうち4地点、枚方市の1地点で環境基準を超過したが、全ての地点で要請限度値は下回っている。また、枚方市の3地点で環境騒音測定を行っている。3地点とも、昼間、夜間ともに環境基準を下回っている。
	振動	調査地域において、6地点で道路交通振動測定を実施している。全ての地点で要請限度を満足している。
	悪臭	調査地域では、悪臭に係る測定は実施されていない。
	水象	調査地域には、淀川水系木津川、防賀川や普賢寺川など木津川の支流が流れている。
	水質	調査地域では、防賀川や普賢寺川、手原川、穂谷川など、京田辺市内では20地点、枚方市では2地点において水質調査が実施されている。京田辺市における健康項目の測定結果では、いずれも環境基準を満足している。
	水底の底質	調査地域では水底の底質に係る測定は実施されていない。
	地下水	調査地域では、概況調査（2地点）及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うために実施する継続監視調査（2地点）が行われている。また、地下水中のダイオキシンについては、枚方市により1地点において測定が実施されている。いずれの地点も環境基準を満足している。
	土壌及び地盤	調査地域の大半を占める山地及び丘陵地の土壌は、残積性未熟土壌、乾性褐色森林土壌が大半を占めている。調査地域東側を流れる木津川周辺の低地は中粗粒強グライ土壌、中粗粒褐色低地土壌がみられる。事業実施想定区域の土壌は残積性未熟土壌が大半を占めている。 調査地域における土壌中のダイオキシン類調査は、京田辺市及び大阪府による測定が実施されている。平成21年度～平成25年度における全15地点の調査では、いずれも環境基準を満足している。また、調査地域には地盤沈下が認められた地域はない。

表 2-1(2) 計画段階関係地域及びその地域の概況

項目	地域特性
<p>地形及び地質</p>	<p>調査地域の地形は、山地、丘陵地が大半を占め、調査地域の東側に流れる木津川周辺に低地の谷底平野や自然堤防などが分布している。また、丘陵地周辺には人工改変地がパッチ状に分布しているほか、河川周辺には帯状に低地（谷底平野）がみられる。事業実施想定区域は丘陵地に位置しており、隣接した南西側に人工改変地が分布しているものの、周囲は山地や丘陵地で囲われている。なお、調査地域に活断層は分布していない。</p> <p>調査地域の地質は、山地及び丘陵地には礫、砂礫及び砂が分布し、国見山から交野山周辺の山地は花崗岩、生駒山地の東側に位置する丘陵地は砂や砂礫が分布している。また、普賢寺川や穂谷川など調査地域を流れる河川周辺は礫、調査地域東側に流れる木津川周辺の低地は泥や砂が分布している。事業実施想定区域の地質は礫が大半を占めている。</p> <p>なお、調査地域における、学術上又は希少性の観点から選定した重要な地形は、浜新田の自然堤防、京阪奈丘陵、枚方の中位段丘層、地質は京田辺市甘南備山の水晶である。</p>
<p>自然現象</p>	<p>調査地域に重要な自然現象はない。</p>
<p>動物</p>	<p>事業実施想定区域周辺で確認されている動物の生息状況は以下のとおりである。</p> <p>哺乳類は4目5科8種が確認されており、重要な種はカヤネズミやキツネなど3種が確認されている。</p> <p>鳥類は11目26科47種が確認されている。重要な種はヒバリやオオヨシキリ、コシアケツバメなど11種が確認されている。</p> <p>爬虫類は2目5科9種が確認されている。重要な種はニホンイシガメやジムグリやヒバカリなど7種が確認されている。</p> <p>両生類は2目6科9種が確認されている。重要な種はアカハライモリやトノサマガエルなど7種が確認されている。</p> <p>陸上昆虫類は14目159科737種が確認されている。重要な種は、ゲンジボタルやミズスマシ、ミドリシジミなど41種が確認されている。</p> <p>魚類は3目4科6種が確認されている。重要な種はミナミメダカの1種が確認されている。</p> <p>底生動物は17目37科46種が確認されている。重要な種はコカクツツトビケラやヌマエビなど3種が確認されている。</p>
<p>植物</p>	<p>事業実施想定区域周辺で植物は104科398種が確認されている。重要な種はコウホネやフサモ、カナビキソウ、コ克蘭など25種が確認されている。</p> <p>調査地域の植生の状況は、平地の市街地や水田と丘陵地の樹林がモザイク状に分布しており、丘陵地の一部はゴルフ場、公園等として利用されている。丘陵地では、落葉広葉樹林のアベマキ-コナラ群集が優占するが、山裾を中心に竹林が広く分布している。そのほか、部分的にモチツツジ-アカマツ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林がみられる。</p> <p>調査地域の重要な植物群落は、枚方市の「菅原神社のシイ林」と京田辺市の「木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落」がある。</p>
<p>生態系</p>	<p>調査地域は、大半が代償植生となっており、落葉広葉樹二次林であるアベマキ-コナラ群集や、モウソウチク等が優占する竹林及び公園等、人為的な影響を受けた植生が分布している。また、水田、小規模なため池等の水域も広くみられることから、代償植生及び水辺環境を基盤とした里地・里山の生態系と考えられる。これらを基盤として、哺乳類のアカネズミ、カヤネズミ、鳥類のホオジロ、カワラヒワ、両生類のニホンアマガエルやトノサマガエル、昆虫類のショウリョウバッタやヤマトシジミ、魚類のカワムツやミナミメダカといった小動物が生息する。さらに、それらの動物を捕食する哺乳類のキツネや、鳥類のアオサギ、サシバ等が生態系の上位種として位置づけられる。そのほか、調査地域の重要な生態系として京田辺多々羅のコナラ群落及びアカマツ群落、穂谷・尊延寺及び淀川ワンド群が指定されている。</p>

表 2-1(3) 計画段階関係地域及びその地域の概況

項 目		地 域 特 性
自 然 的 状 況	景観	調査地域の主要な眺望点としては、事業実施想定区域の北側に位置する甘南備山、南西側に位置する国見山及び東側に位置する飯岡丘陵があげられる。 調査地域の景観資源としては、主要な眺望点である甘南備山及び国見山のハイキングコースや、京都の自然 200 選に記載されている飯岡丘陵などがあげられる。
	人と自然との 触れ合いの活 動の場の状況	調査地域には、甘南備山や、西側に位置する国見山、交野山などにはハイキングコースがある。また、枚方市野外活動センターや京田辺市野外活動センターは、キャンプ場などレクリエーション施設として利用されている。そのほか、調査地域の東側を流れる木津川の河川敷には運動公園、防賀川沿いには緑道があり、その中心部にスポーツ施設を併設した防賀川公園がある。
	その他	調査地域の公害苦情件数（平成 26 年度）は、京田辺市では騒音（22 件）、大気汚染（11 件）、水質汚濁（7 件）の順で、枚方市では騒音（70 件）、水質汚濁（25 件）、大気汚染（24 件）の順で多く、土壌汚染及び地盤沈下に関する公害苦情の報告はない。
社 会 的 ・ 文 化 的 状 況	人口	調査地域の平成 27 年の人口・世帯数は、京田辺市で 66,879 人、27,124 世帯、枚方市で 406,133 人、176,645 世帯となっている。また、人口密度は京田辺市で 1,558 人/km ² 、枚方市で 6,237 人/km ² となっている。人口の推移は、京田辺市は平成 23 年以降、増加傾向を維持しており、枚方市は、平成 24 年をピークに減少傾向となっている。 人口動態は、京田辺市では、平成 24 年以降も継続して自然動態、社会動態ともに増加を示しているが、枚方市は、平成 24 年の自然動態のみ増加を示し、社会動態及び平成 25 年以降の自然動態はともに、減少している。
	産業	平成 12 年以降の 10 年間の産業別人口の総数（就業者数合計）は、京田辺市で増加しており、枚方市では減少している。産業別の就業者数では、京田辺市で第 3 次産業が増加し、第 1 次産業、第 2 次産業ともに減少している。枚方市では、第 1 次産業、第 2 次産業及び第 3 次産業とも減少している。なお、平成 22 年の第 3 次産業の就業者割合は、京田辺市 68.7%、枚方市 70.3%と高い割合を占めている。
	行政区画	事業実施想定区域は京田辺市内で、枚方市境界付近に位置している。
	土地利用 の状況	調査地域のうち、京田辺市は山林及び田が占める割合が多く、枚方市は宅地の占める割合が多い。また、事業実施想定区域の現況土地利用は山林である。 調査地域の土地利用計画については、京田辺市都市計画マスタープラン（平成 23 年 4 月）によると、事業実施想定区域周辺は中部地域の都市型産業ゾーンに位置づけられており、環境にやさしく、かつ生産性の高い工場や流通施設が集積する産業ゾーンを目指すことが示されている。また、枚方市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月）によると、調査地域は東部地域に位置付けられており、周辺の自然環境と調和した景観形成や幹線道路沿道の緑豊かな景観形成、スポーツ公園の整備推進により、生活環境の質の高いまちづくりを目指すことが示されている。
	河川並び に地下水 の利用の 状況	調査地域のうち京田辺市では、水道用水として一部、地下水を取水して利用している。また、調査地域の木津川の漁業権者は木津川漁業協同組合であり、あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類が対象魚種になっている。
	交通の状 況	調査地域の交通網は、一般国道では、事業実施想定区域の北に一般国道 307 号が東西に延びるほか、事業実施想定区域の東には一般国道 24 号（京奈道路）が南北に延びている。このほか、調査地域の西側には一般国道 1 号（第二京阪道路）が南北に延びている。一般府道としては、八幡木津線や枚方山城線が南北に伸びるほか、生駒井手線が事業実施想定区域の南に延びている。さらに調査地域の北西部では交野久御山線、長尾八幡線や枚方高槻線等が集まっている。 また、調査地域の自動車保有台数総数をみると、平成 26 年度末現在、京田辺市 35,156 台、枚方市 161,870 台で、両市とも乗用車及び軽自動車の保有台数が多い。

表 2-1(4) 計画段階関係地域及びその地域の概況

項目	地域特性
交通の状況	調査地域を通過する鉄道は、JR 学研都市線（片町線）及び近鉄京都線がある。鉄道駅は枚方市内に長尾駅、京田辺市内に松井山手駅、大住駅、同志社前駅、新田辺駅、近鉄宮津駅など 10 駅がある。
学校、病院等	調査地域には保育所 11 施設、幼稚園 12 施設、小学校 13 校、中学校 6 校、高等学校 2 校、専門学校 1 校、大学は 3 校がある。また、病院は 5 施設、福祉施設は 8 施設、文化施設は 7 施設ある。このほか、枚方市の尊延寺や氷室台、杉山手、京田辺市の薪長尾谷、田辺などに住宅地が分布している。事業実施想定区域に隣接した住宅地はない。
日照の状況	事業実施想定区域の周囲は、丘陵地に位置しており、周辺にはパッチ状に工場が立地している。北側は国道 307 号線、東側は京奈和自動車道と接している。周囲に高層建築物は立地していない。
電波の状況	調査地域は大阪局と京都局によりテレビ電波が広範囲に送信されており、田辺大住や枚方尊延寺などに中継局が設置されている。
廃棄物等の状況	調査地域の一般廃棄物排出量(平成 26 年度)は、京田辺市 20,772 t、枚方市 127,531 t で、いずれも平成 24 年度と比較して減少している。平成 26 年度の資源化量は京田辺市 908 t、枚方市 9,251 t で、リサイクル率は京田辺市 15.24%、枚方市 21.88% となっている。直接焼却量は、京田辺市 15,497 t、枚方市 93,737 t となっている。 調査地域の産業廃棄物発生量（平成 25 年度）は、調査区域が属する京都府では 4,741,540 t、大阪府では 11,743,100 t となっている。
上水道及び下水道の整備の状況	調査地域の上水道の給水普及率は京田辺市 93.92%、枚方市 99.97% となっている。 下水道の行政人口比の普及率は、京田辺市 98.1%、枚方市 94.5%、また、計画面積比の普及率は、京田辺市 84.9%、枚方市 63.4% となっている。
用途地域の指定状況	調査地域は都市計画区域に指定されており、一部に用途地域が指定されている。事業実施想定区域の一部は工業専用地域に指定されているが、大半は用途地域の指定がない。
土地利用計画	調査地域には森林地域、農業地域及び市街化調整区域が位置している。事業実施想定区域には森林地域及び市街化調整区域が位置している。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況	<p>【環境法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活環境 ○大気汚染防止法 調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。 ○騒音規制法 事業実施想定区域は、騒音について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。 ○振動規制法 事業実施想定区域は、騒音について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。 ○悪臭防止法 調査地域は、悪臭原因物の排出を規制する地域として指定された地域に属する。 ○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 調査地域のうち京田辺市域は対策地域となっていないが、枚方市域は対策地域となっている。 ○水質汚濁防止法 調査地域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係のある地域として指定された指定地域に属する。

表 2-1(5) 計画段階関係地域及びその地域の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況</p> <p>社会的・文化的状況</p>	<p>○瀬戸内海環境保全特別措置法 調査地域は、関係府県の区域として指定された区域内に存在する。</p> <p>○土壤汚染対策法 事業実施想定区域には、要措置区域、形質変更時要届出区域ともに存在していないが、調査地域には、形質変更時要届出区域が存在する。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 調査地域には、同法に基づく指定区域が4か所存在している。</p> <p>○枚方市公害防止条例 事業実施想定区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。</p> <p>○京田辺市地下水保全要綱 事業実施想定区域は、京田辺市域に位置するため、本要綱の対象となる。</p> <p>●自然環境</p> <p>○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 事業実施想定区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されているほか、周辺には鳥獣保護区が指定されている。</p> <p>○森林法 事業実施想定区域には、保安林の指定はないが、周辺には保安林に指定された地域が存在する。</p> <p>○枚方市緑化指導要綱 調査地域には2件の保存樹木が存在するが、事業実施想定区域には存在しない。</p> <p>●土地利用</p> <p>○国土利用計画法 事業実施想定区域は、都市地域（市街化調整区域）及び森林地域（地域森林計画対象民有林）に指定されており、周辺には、都市地域（市街化区域）、農業地域及び森林地域（地域森林計画対象民有林、保安林）が指定されている。</p> <p>○生産緑地法 調査地域には生産緑地が存在するが、事業実施想定区域には生産緑地地区の指定はない。</p> <p>○砂防法 調査地域には枚方市西部一帯、京田辺市の一部に砂防指定地が存在するが、事業実施想定区域に砂防指定地はない。</p> <p>○地すべり等防止法 調査地域には京田辺市の天王黒岩地区、枚方市の尊延寺地域、杉地域で地すべり防止区域が指定されているが、事業実施想定区域に地すべり防止区域はない。</p> <p>○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 調査地域には、京田辺市の天王地区等に急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、事業実施想定区域に急傾斜地崩壊危険区域はない。</p> <p>○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 調査地域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在しており、事業実施想定区域の一部が土砂災害警戒区域（地すべり）に指定されている。</p>

表 2-1(6) 計画段階関係地域及びその地域の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況</p> <p>社会的・文化的状況</p>	<p>【公害の防止に係る規制の状況】</p> <p>●大気汚染</p> <p>○環境基本法 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について環境基準が定められている。</p> <p>○大気汚染防止法 工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められており、京田辺市については硫黄酸化物の総量規制基準が指定地域に指定されている。</p> <p>○京都府環境を守り育てる条例 有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が本事業に適用される。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 廃棄物焼却炉に係る指定有害物質について排出基準が定められているが、事業実施想定区域は大阪府域ではないため、本条例は適用されない。</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準、ダイオキシン類の大気排出基準が定められている。</p> <p>○廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準が定められている。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準が定められている。</p> <p>●騒音</p> <p>○環境基本法 騒音に係る環境基準が定められている。調査地域には環境基本法に基づく地域の類型があるが、事業実施想定区域はいずれの地域にも指定されていない。</p> <p>○騒音規制法 特定施設を設置する特定工場等における騒音に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準、自動車騒音の要請限度が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等の騒音に関する規制基準：調査地域の一部は第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域に指定されているが、事業実施想定区域に規制地域はない。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準：調査地域の一部は第1号区域及び2号区域に指定されているが、事業実施想定区域に規制地域はない。 ・自動車騒音の要請限度：調査地域の一部はa区域、b区域、c区域に指定されているが、事業実施想定区域に指定された区域はない。 <p>○京都府環境を守り育てる条例 特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準が定められており、規制基準は騒音規制法に基づいた規制基準と同じである。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準が定められているが、事業実施想定区域は大阪府域ではないため、本条例は適用されない。</p>

表 2-1(7) 計画段階関係地域及びその地域の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況</p> <p>社会的・文化的状況</p>	<p>●振動</p> <p>○振動規制法 特定施設を設置する特定工場等における振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等の振動に関する規制基準：調査地域の一部が第1種区域及び第2種区域に指定されているが、事業実施想定区域に規制地域はない。 ・特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準：調査地域の一部が1号区域及び2号区域に指定されているが、事業実施想定区域に規制地域はない。 ・道路交通振動の要請限度：調査地域の一部が第1種区域及び第2種区域に指定されているが、事業実施想定区域に要請限度の区域はない。 <p>○京都府環境を守り育てる条例 特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動等の規制基準が定められており、規制基準は振動規制法に基づいた規制基準と同じ基準である。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動の規制基準が定められているが、事業実施想定区域は大阪府域ではないため、本条例は適用されない。</p> <p>●悪臭</p> <p>○悪臭防止法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査地域は全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、事業実施想定区域は京田辺市のA地域に指定されている。 </p> <p>●水質</p> <p>○環境基本法 公共用水域及び地下水を対象として環境基準が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の健康の保護に関する環境基準 ・生活環境の保全に関する環境基準 ・地下水の水質汚濁に関する環境基準 <p>○ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準が定められている。</p> <p>○水質汚濁防止法 公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。また、京都府域においては、業種別、排水規模別に上乗せ基準（水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例）および横出し基準（京都府環境を守り育てる条例）があり、上乗せ基準および横出し項目のニッケル含有量について、本事業に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水基準（有害物質に係る排水基準） ・排水基準（生活環境に係る排水基準） ・総量規制基準 ・地下水の浸透基準 <p>そのほか、大阪府域における上乗せ基準（水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例）や、特定事業場に横出し基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）が定められているが、本事業には適用されない。</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法 水質基準適用施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。</p> <p>○枚方公害防止条例 すべての工場・事業場において、水質汚濁防止法で定める有害物質の排水基準及び有害物質に係る地下水の浸透基準を定めているが、事業実施想定区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。</p>

表 2-1(8) 計画段階関係地域及びその地域の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況</p> <p>社会的・文化的状況</p>	<p>○下水道法 下水道への排水に適用される排除基準が設けられている。施設排水については、下水道放流を行う計画であることから、京田辺市公共下水道条例の適用を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準 ・枚方市下水道条例に基づく排除基準 <p>●土壌汚染</p> <p>○環境基本法 土壌の汚染に係る環境基準が定められている。</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準が定められている。</p> <p>○土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例 土壌汚染に係る区域指定の基準を定めている。</p> <p>●その他</p> <p>○京都府建築基準法施行条例 都市計画法に基づく対象区域及び日影時間の指定について定めている。事業実施想定区域は対象区域に該当しない。</p> <p>○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられている。本事業は、一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）に該当する。</p>
<p>環境保全に関する計画等</p>	<p>京都府及び大阪府、京田辺市、枚方市が策定している環境保全に関する計画、ガイドライン等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新京都府環境基本計画（平成 22 年、京都府） ・大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 28 年、大阪府） ・京都地域公害防止計画（平成 24 年、京都府） ・第 9 次大阪地域公害防止計画（平成 24 年、大阪府） ・大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第 3 次〕（平成 25 年、大阪府） ・京都府地球温暖化対策推進計画（平成 23 年、京都府） ・大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 27 年、大阪府） ・京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 25 年、京田辺市） ・枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 25 年、枚方市） ・京都府ごみ処理広域化計画（平成 11 年、京都府） ・大阪府ごみ処理広域化計画（平成 11 年、大阪府） ・京都府循環型社会形成計画（平成 24 年、京都府） ・大阪府循環型社会推進計画（平成 28 年、大阪府） ・第 2 次京田辺市環境基本計画（平成 27 年、京田辺市） ・第 2 次枚方市環境基本計画（平成 23 年、枚方市） ・みどりの大阪推進計画（平成 21 年、大阪府） ・枚方しみどりの基本計画（平成 28 年、枚方市） ・大阪府景観計画（平成 24 年、大阪府） ・枚方市景観計画（平成 28 年 10 月、枚方市）
<p>文化財及び埋蔵文化包蔵地の状況</p>	<p>調査地域の京田辺市では 42 件、枚方市では 51 件の文化財が登録・指定されている。調査地域には建造物や美術工芸品などの文化財が 47 件、遺跡や古墳などの埋蔵文化財が 147 箇所分布している。</p>

第3章 計画段階配慮事項の選定

3-1 位置等に関する複数案

事業特性、地域特性及び環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（平成11年京都府告示第276号）に基づき、本事業における複数案について検討した。

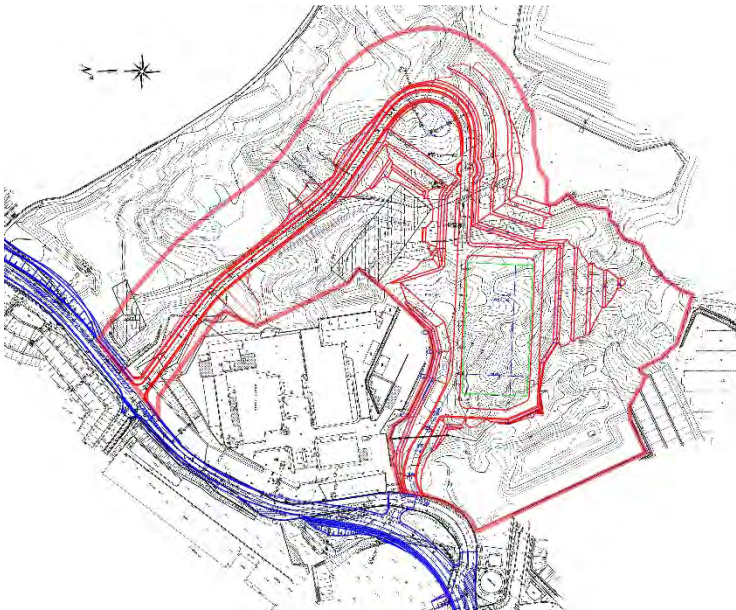
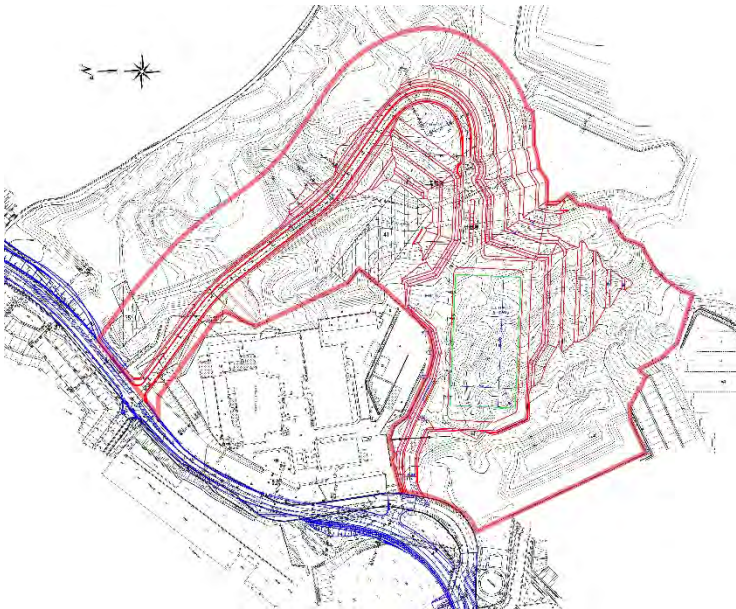
本事業の事業実施想定区域は、「1-3-2 第一種事業の内容」に示したとおり、地理的状況及び現有施設の稼働状況を踏まえて決定されている。本検討に当たっては、工作物の構造及び施設等の配置について複数案を設定し、計画段階配慮事項の検討を行うこととした。

なお、現在稼働している穂谷川清掃工場第3プラント及び甘南備園焼却施設の老朽化が進んでおり、日々発生する廃棄物を効率的・効果的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく上で、両施設の更新施設としての可燃ごみ広域処理施設の整備は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しないこととする。

3-1-1 施設等の配置

施設等の配置について、表 3-1.1の複数案を設定する。

表 3-1.1 複数案の設定（施設等の配置）

	形状	概要
X案	<p>・造成箇所の計画地盤高を120mとする案</p> 	<p>造成規模の縮小に留意した案である。</p>
Y案	<p>・造成箇所の計画地盤高を115mとする案</p> 	<p>幹線道路から敷地への高低差の縮小に留意した案である。</p>

3-1-2 工作物の構造

新施設に設置される煙突高さについて、表 3-1.2の複数案を設定する。

表 3-1.2 複数案の設定（工作物の構造）

	煙突高さ	概要
A案	100m	近隣の枚方市東部清掃工場の煙突高さと同じ案である。
B案	59m	全国的に採用実績の多い案である。

3-2 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用時において想定される事業活動の内容を抽出したうえで、複数案毎の影響の程度について検討を行った。

その結果は表 3-2.1に示すとおりである。

表 3-2.1 環境影響要因の抽出

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・現況地形の整地及び国道307号との接続道路の設置に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生がある。 ・造成工事や工作物の建設工事に際して、建設副産物（残土等）が発生する。
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事、接続道路設置工事、工作物の建設工事を実施するため、各種建設機械が稼働する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用の資材及び機械の搬出入に際して、工事用車両の運行がある。
	雨水の排水	<ul style="list-style-type: none"> ・現況地形の整地及び国道307号との接続道路の設置に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生があり、降雨時に下流河川に濁水が流出する可能性がある。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに工作物が出現する。
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設が稼働する。
	施設関係車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設への施設利用車両の運行がある。
	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。

3-3 計画段階配慮事項の選定

環境影響評価等についての技術的事項に関する指針において、第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、影響要因（事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因）が環境要素（影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境を構成する要素）に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討することにより行うとされている。

本事業における計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えるが、複数案間で影響の程度が異なると想定される主要な項目を選定する方針とした。事業特性及び地域特性を勘案して選定した計画段階配慮事項の項目及びその選定・非選定理由は表 3-3.1(1)～(4)に示すとおりである。なお、計画段階配慮事項の検討に当たっては、環境影響を受ける範囲に枚方市域も含まれることから、環境影響評価及び事後調査に関する技術指針（平成11年大阪府告示第555号）及び枚方市環境影響評価等技術指針（平成28年枚方市告示第180号）も参考に検討した。

工事の実施における計画段階配慮事項の項目として、施設等の配置に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時の大気質、騒音及び振動を選定した。また、土地又は工作物の存在及び供用における計画段階配慮事項として、工作物の構造に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、施設の稼働時の大気質及び景観を選定した。

なお、その他の環境要素については、今後の環境影響評価手続を進める中で事業特性、地域特性及び本配慮書での検討結果を踏まえ、環境影響評価項目を選定（方法書段階）する予定である。

表 3-3.1(1) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		計画段階配慮事項の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働		施設関係車両の運行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	二酸化硫黄					○	<p>【工事の実施】事業実施想定区域内の造成工事及び接続道路の設置工事において、資材・残土等の運搬車両の走行が発生する。ルート沿道には保全対象住居等が存在していることから、運搬車両の運行に伴う大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）による影響が生じることが考えられ、これらの影響の程度は施設等の配置に関する複数案間で変化するため、計画段階配慮事項として選定する。</p> <p>なお、事業実施想定区域から最寄り民家等までは約700m離れており、建設機械の稼働に伴う影響及び造成等の工事による粉じんの影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。</p> <p>【存在及び供用】施設の稼働に伴い発生する煙突排ガス中に含まれる二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類及び有害物質等により、周辺環境に影響を及ぼすことが考えられ、これらの影響の程度は煙突高さの複数案間で変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。なお、施設関係車両の運行については、既存施設へのごみ収集・運搬のために現状で使用している国道307号を使用する計画であり、新たな重大な影響が生じるとは考えにくいことから選定しない。</p>	
		浮遊粒子状物質		○			○		
		一酸化炭素							
		窒素酸化物		○			○		
		ダイオキシン類					○		
		光化学オキシダント							
		ベンゼン							
		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン							
		有害物質（塩化水素、水銀）							○
		浮遊粉じん							
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音レベル及び超低周波音レベル		○				<p>【工事の実施】事業実施想定区域内の造成工事及び接続道路の設置工事において、資材・残土等の運搬車両の走行が発生する。ルート沿道には保全対象住居等が存在していることから、運搬車両の運行に伴う騒音・振動による影響が生じることが考えられ、これらの影響の程度は施設等の配置に関する複数案間で変化するため、計画段階配慮事項として選定する。</p> <p>なお、事業実施想定区域端部から最寄り民家等までは約500m離れていること、また低公害型の建設機械の採用に努めることなどから、建設機械の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに振動の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。</p>	
		振動	振動レベル		○				<p>【存在及び供用】施設建設予定地から最寄り民家等までは約700m離れていること、また建屋内への機器の設置などの環境保全措置を講じることから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに振動の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。なお、施設関係車両の運行については、既存施設へのごみ収集・運搬のために現状で使用している国道307号を使用する計画であり、新たな重大な影響が生じるとは考えにくいことから選定しない。</p>
		悪臭	悪臭						
							<p>【工事の実施】工事中に悪臭を発生させる要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。</p> <p>【存在及び供用】供用時には施設の稼働に伴う煙突排ガス及び施設からの漏洩による悪臭の発生が考えられるが、廃棄物はピット内に保管するとともに、ピット内の空気は燃焼室にて高温で燃焼することから、周辺環境への重大な影響は考えにくいいため、計画段階配慮事項として選定しない。</p>		

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

表 3-3.1(2) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

影響要因の区分		環境要素の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		計画段階配慮事項の選定・非選定理由	
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在		施設関係車両の運行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水質汚濁					【工事の実施】造成工事等に伴い一時的に生じる裸地面からの濁水の発生が考えられるが、施設等の配置に係る複数案毎の改変面積はおおむね同程度であること、また適宜沈砂池等の濁水対策を図ることから、計画段階配慮事項として選定しない。	
			水の濁り（SS）					【存在及び供用】生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし余剰なものについてのみ下水道放流する計画であることから、環境への影響を低減できるため、計画段階配慮事項として選定しない。	
		水底の底質	底質汚染						【工事の実施】工事中に底質汚染を発生させる要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地下水の水質						【存在及び供用】生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし余剰なものについてのみ下水道放流する計画であることから、環境への影響を低減できるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		地下水の水質及び水位	地下水の水質						【工事の実施】工事中に地下水の水質に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地下水の水位						【存在及び供用】生活排水及びプラント排水ともに下水道放流する計画であり、地下浸透させる計画はないことから、地下水の水質に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	地質・土壌環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象						【工事の実施】事業実施想定区域に重要な地形・地質及び自然現象は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
			地盤沈下						【存在及び供用】供用後に地形及び地質に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		土壌	土壌汚染						【工事の実施】工事中に地盤沈下を生じる要因はないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			土壌汚染						【存在及び供用】プラント用水、生活用水は基本的に上水を使用することから、地下水の水位に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		土壌	土壌汚染						【工事の実施】工事計画において土壌汚染の原因となる物質の排出は想定していない。また、区画外への土砂搬出に当たっては、事前調査により安全性の確認を行い、適切に対応することから環境への影響は低減できるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			土壌汚染						【存在及び供用】供用時には排ガス中の有害物質の沈着による影響が想定されるが、現状において土壌中のダイオキシン濃度は環境基準を大きく下回っており、また施設の稼働時にも集塵機の設置等により排出ガスの影響を低減することから、計画段階配慮事項として選定しない。

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

表 3-3.1(3) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		計画段階配慮事項の選定・非選定理由
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設関係車両の運行	
環境要素の区分						
環境としての自然的構成要素及び良好な状態の保持を	その他の環境	日照障害				【工事の実施】工事中に日照障害を生じる要因はないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】供用後には事業実施想定区域に新たな工作物が創出されるが、施設建設予定地から最寄り民家等までは約700m、最寄りの農用地までは約500m離れており、建物及び農用地に対する日照障害の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		電波障害				【工事の実施】工事中に電波障害を生じる要因はないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】供用後には事業実施想定区域に新たな工作物が創出されるが、施設建設予定地から最寄り民家等までは約700m離れており、電波障害の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		気象				【工事の実施】工事中に気象（風向・風速）に影響を与える要因はないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】局地気象に大きな変化を及ぼすような地形の変化及び高層構造物の建築は行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
自然環境の多様性を確保し、保全及び回復を図る	動物	重要な種・注目すべき生息地				【工事の実施】工事の実施に伴い動植物の生息・生育場所の改変が生じるが、施設等の配置に係る複数案間で改変の面積に大きな差異はないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	植物	重要な種及び群落				【存在及び供用】施設の稼働に伴う煙突排ガスが排出されるが、類似施設による植物への間接的な影響の方向はなされていない。また、排ガス中の大気汚染物質濃度は、植物の生育に対する間接的な影響を生じる濃度より十分に低いものと想定されるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		植物生育環境としての土壌				
生態系	地域を特徴づける生態系					
人と自然との豊かな触れ合いの場の確保を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観			○	【工事の実施】工事中に主要な眺望点及び眺望資源並びに眺望景観に影響を及ぼす要因はないため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】工作物の存在により主要な眺望点からの眺望景観に影響を及ぼす可能性がある。また、この影響の程度は煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				【工事の実施】工事の実施により人と自然との触れ合いの活動の場の直接的な消滅・消失又は間接的な利用上の制限をもたらさないことから、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】関係車両の走行が想定されるルート付近には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、計画段階配慮事項として選定しない。

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

表 3-3.1(4) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		計画段階配慮事項の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在		施設関係車両の運行
環境要素の区分							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					【工事の実施】 工事の実施により建設廃棄物及び建設発生土等の発生が考えられるが、再利用、再生利用及び関係法令に基づく適正な処理・処分を行うことにより、重大な影響が生じることはないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。
		建設工事に伴う副産物（残土等）					【存在及び供用】 施設の稼働に伴って発生した焼却灰等の廃棄物については、関係法令に基づく適正処理等の環境保全措置を講じるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	温室効果ガス等	温室効果ガス（二酸化炭素等）					【工事の実施】 建設機械の稼働及び資材等の運搬車両の運行に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの発生が考えられるが、大気中温室効果ガス濃度を著しく上昇させる規模のものではなく、重大な環境影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		オゾン層破壊物質（フロン等）					【存在及び供用】 施設の供用に伴い温室効果ガスが発生するが、煙突高さの複数案間で温室効果ガスの発生量に差異はないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
歴史的・文化的調査、予測及び環境の保全を旨とするべき環境要素	歴史的・文化的景観	主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観並びに主要な歴史的・文化的眺望景観					【工事の実施】 事業実施想定区域に歴史的・文化的景観に係る眺望点等は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】 供用後に歴史的・文化的景観に係る眺望点等に影響を及ぼす要因はないため、計画段階配慮事項として選定しない。
	文化財、埋蔵文化財包蔵地	文化財、天然記念物等					【工事の実施】 事業実施想定区域に文化財、埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】 供用後に文化財、埋蔵文化財包蔵地に影響を及ぼす要因はないため、計画段階配慮事項として選定しない。

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定及びその理由

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は、地域特性及び事業特性を踏まえるとともに、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針に基づいて表 3-4.1(1)～(2)に示すとおり選定した。

表 3-4.1(1) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定

環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質・騒音・振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>【調査項目】 関係車両の走行ルート周辺の保全対象住居等の分布状況、関係車両の走行ルートの状況</p> <p>【調査方法】 文献調査及び現地踏査による方法</p> <p>【手法の選定理由】 関係車両の走行ルート及びその周辺の住居等に関する情報が既存資料中に存在するとともに、現地踏査による把握が可能なため。</p>	<p>【予測項目】 道路沿道における大気質・騒音・振動に係る影響の程度</p> <p>【予測方法】 設定した複数案による掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数の程度を踏まえ、道路沿道における大気質・騒音・振動に係る影響の程度について、定性的に予測する。</p> <p>【手法の選定理由】 残土等運搬車両台数の程度から、道路沿道への大気質・騒音・振動に係る影響の程度の予測が可能なため。</p>	<p>【評価方法】 設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行う。</p> <p>【手法の選定理由】 複数案毎の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>
大気質	土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）	<p>【調査項目】 大気質の状況及び気象の状況</p> <p>【調査方法】 文献調査による方法</p> <p>【手法の選定理由】 調査地域の気質及び気象に関する情報が既存資料中に存在するため。</p>	<p>【予測項目】 煙突排ガス中の二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質及びダイオキシン類等の年平均値</p> <p>【予測方法】 「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年12月、公害研究対策センター）に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度を概略予測する。</p> <p>【手法の選定理由】 調査地域への大気質に係る影響の程度を定量的に予測できるため。</p>	<p>【評価方法】 設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行うほか、環境基準等との整合が図られているかを検討する。</p> <p>【手法の選定理由】 複数案毎の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>

表 3-4.1(2) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定

環境要素の 区分	影響要因 の区分	調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	土地又は工作物の存在及び供用（工作物の存在）	<p>【調査項目】</p> <p>主要な眺望点及び景観資源の状況、主要な眺望景観の状況</p> <p>【調査方法】</p> <p>文献調査、現地踏査及び写真撮影による方法</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>調査地域の景観資源及び眺望点の状況に関する情報が既存資料中に存在するとともに、現地踏査及び写真撮影による把握が可能なため。</p>	<p>【予測項目】</p> <p>眺望景観の変化の程度</p> <p>【予測方法】</p> <p>眺望点及び景観資源と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>眺望景観の変化の程度を適切に予測できるため。</p>	<p>【評価項目】</p> <p>設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行う。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>複数案毎の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>

第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

4-1 大気質・騒音・振動（工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

4-1-1 調査

（1）調査項目

- ・関係車両の走行ルート周辺の保全対象住居等の分布状況
- ・関係車両の走行ルートの状況

（2）調査方法

- 1) 関係車両の走行ルート周辺の保全対象住居等の分布状況
既存の地形図及び現地踏査により、保全対象住居等の分布位置等を把握した。
- 2) 関係車両の走行ルートの状況
現地踏査により、対象道路の構造等の状況を把握した。

（3）調査地域

調査地域は、事業実施想定区域と接続する国道307号沿道とした。

（4）調査結果

- 1) 関係車両の走行ルート周辺の保全対象住居等の分布状況
調査地域には工場等が多く保全対象住居等は存在していないものの、京田辺市・枚方市市街地の沿道においては保全対象住居が存在している。
- 2) 関係車両の走行ルートの状況
関係車両の走行ルートとなる国道307号は、事業実施想定区域がある区間では歩道のない2車線道路であるが、枚方市域内及び事業実施想定区域の東側近傍で接続している京奈和自動車道の田辺西インターチェンジ以東においては、歩道のある2車線道路となっている。

4-1-2 予測

（1）予測項目・手法

設定した複数案による掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数の程度を踏まえ、道路沿道における大気質・騒音・振動に係る影響の程度について、定性的に予測した。

（2）予測地域

調査地域と同様とした。

（3）予測条件

予測で考慮した条件は、表 4-1.1に示すとおりである。

表 4-1.1 予測条件

複数案	X案（計画地盤高120m）	Y案（計画地盤高115m）
掘削土量	約16万 ³ m	約25万 ³ m
想定される残土等運搬台数	約3.3万台	約5.1万台
関係車両の走行ルート沿道の保全対象	住居等が存在	住居等が存在

注1. 現時点の概ねの想定である。

注2. 掘削土量は、全量を場外搬出する場合を想定した。なお、1台当り積載量は5³m/台として算出した。

(4) 予測結果

事業実施想定区域において設定した複数案（X案、Y案）のいずれの案についても、造成工事で発生する掘削残土等の搬出のためのダンプトラック等が、沿道に保全対象住居等が分布する関係車両の走行ルートを走行すると考えられる。

想定される残土等運搬車両台数は、X案の方がY案に比べて少ないことから、X案の方が道路沿道における大気質・騒音・振動の影響は相対的に小さくなると予測される。

4-1-3 評価

(1) 評価方法

予測結果を元に、設定した複数案間における影響の程度を整理し、設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価した。

(2) 評価結果

設定した複数案における大気質・騒音・振動に対する影響の程度の評価結果は表 4-1.2に示すとおりであり、X案はY案に比べ残土等運搬車両台数が少ないことから、影響の程度は相対的に小さくなるものと評価した。

表 4-1.2 評価結果

複数案	X案（計画地盤高120m）	Y案（計画地盤高115m）
大気質・騒音・振動に対する影響の程度	Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。	X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。

なお、事業の実施に当たっては、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・工事の実施に当たっては、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、必要に応じ、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施工計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業における影響の低減を図る。

4-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）

4-2-1 調査

（1）調査項目

- ・大気質の状況及び気象の状況

（2）調査方法

1) 大気質の状況

文献調査結果をもとに、事業実施想定区域及びその周囲における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の過去3年間の測定結果を収集・整理した。

なお、調査地域において有害物質（塩化水素・水銀）の測定は実施されていない。

2) 気象の状況

文献調査結果をもとに、事業実施想定区域の最寄り気象観測所である京田辺地域気象観測所の測定結果を収集・整理した。

なお、大気安定度に関する日射量及び雲量については、京田辺地域気象観測所においてこれらの測定が行われていないことから、事業実施想定区域の最寄り気象官署である大阪管区気象台（大阪市中央区大手前）の測定結果を収集・整理した。

（3）調査結果

1) 大気質の状況

事業実施想定区域及びその周囲における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の過去3年間の測定結果は、いずれも環境基準を達成している。

2) 気象の状況

京田辺地域気象観測所における平成28年の風向及び風速結果を元に作成した風配図は、図 4-2.1に示すとおりである。

年間の最多風向は、北北西の風が最も多く出現頻度は11.1%であり、次いで東南東10.0%、南東8.7%であった。年間の平均風速は1.9m/sであり、風向別には西方向からの風が強い傾向が見られ、最も強い風は西からの風3.0m/s、次いで西南西の風2.8m/sであった。

また、平成28年の京田辺地域気象観測所における風速及び大阪管区気象台における日射量及び雲量の測定結果を用いて、表 4-2.1に示すパスキル大気安定度階級分類により分類した大気安定度の出現頻度は、表 4-2.2に示すとおりである。

大気安定度の出現頻度はDが52.7%と最も高く、次いでGが16.1%となっている。

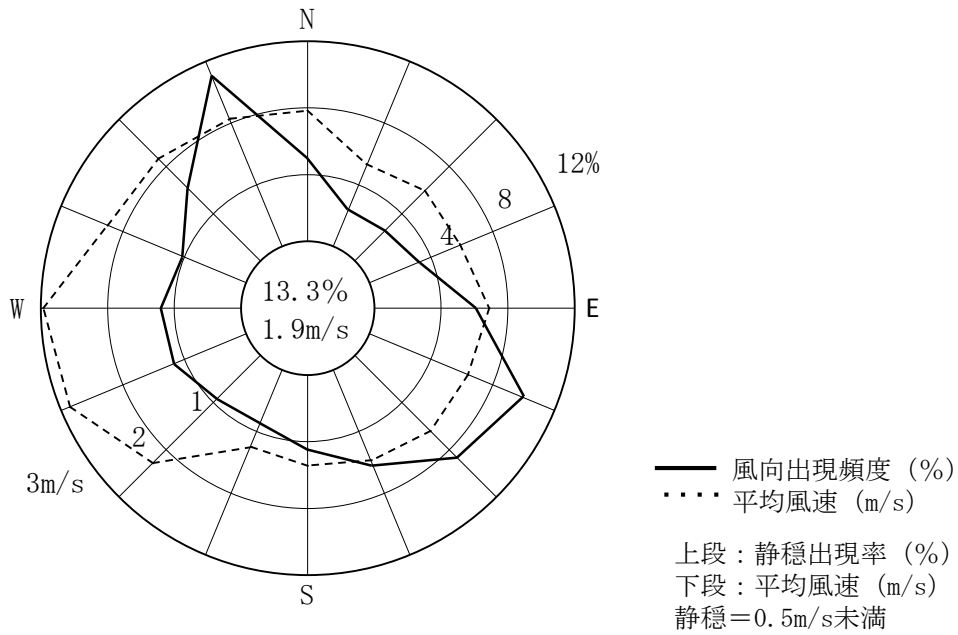


図 4-2.1 風配図 (京田辺地域気象観測所)

表 4-2.1 パスキル大気安定度階級分類による大気安定度

風速 (m/s)	日射量 (T) kW/m ²				放射収支量 (Q) kW/m ²		
	T ≥ 0.60	0.60 > T ≥ 0.30	0.30 > T ≥ 0.15	0.15 > T	Q ≥ -0.020	-0.020 > Q ≥ -0.040	-0.040 > Q
U < 2	A	A-B	B	D	D	G	G
2 ≤ U < 3	A-B	B	C	D	D	E	F
3 ≤ U < 4	B	B-C	C	D	D	D	E
4 ≤ U < 6	C	C-D	D	D	D	D	D
6 ≤ U	C	D	D	D	D	D	D

表 4-2.2 大気安定度の出現頻度

単位：%

不安定				中立			安定			合計
A	A-B	B	B-C	C	C-D	D	E	F	G	
4.4	8.3	8.8	2.0	3.7	1.4	52.7	0.6	2.1	16.1	100.0
23.5				57.8			18.8			

4-2-2 予測

(1) 予測方法

1) 予測項目

予測項目は、可燃ごみ広域処理施設から排出される煙突排ガス中の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類等の年平均値とした。なお、環境基準の定められていない有害物質（塩化水素・水銀）は予測項目から除外した。

2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同じとした。

予測高さは、地上1.5mとした。

3) 予測対象時期

予測対象時期は、事業活動（施設の稼働）が定常状態となる時期とした。

4) 予測方法

① 予測式

年平均値の予測は窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕に準拠し、有風時（ $u \geq 1$ m/s）においてはブルーム式、弱風時（ $0.5 \leq u < 1$ m/s）においては弱風パフ式、無風時（ $u < 0.5$ m/s）においてはパフ式を用いた。

・ 有風時（ $u \geq 1$ m/s）

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} R \sigma_z U} \left[\exp\left(-\frac{(z - H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z + H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) \right]$$

ここで、

$C(R, z)$: 風下距離R、高さzにおける濃度（ m^3/m^3 ）

Q_p : 煙源強度（ $\text{m}^3\text{N}/\text{s}$ ）

R : 煙源と計算点の水平距離（m）

$$R^2 = x^2 + y^2$$

x, y, z : 計算点の座標（m）

σ_z : 鉛直方向の拡散幅（m）

U : 風速（m/s）（実煙突高での風速）

H_e : 有効煙突高（m）

・ 弱風時（ $0.5 \leq u < 1$ m/s）

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} \gamma} \left[\frac{1}{\eta_-^2} \exp\left(-\frac{U^2(z - H_e)^2}{2\gamma^2 \eta_-^2}\right) + \frac{1}{\eta_+^2} \exp\left(-\frac{U^2(z + H_e)^2}{2\gamma^2 \eta_+^2}\right) \right]$$

$$\eta_{\pm}^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z \pm H_e)^2 \quad (\text{複合同順})$$

ここで、

α : 水平方向の拡散幅で定義される定数、 $\alpha = \sigma_y / t$

γ : 鉛直方向の拡散幅で定義される定数、 $\gamma = \sigma_z / t$

σ_y : 水平方向の拡散幅 (m)

σ_z : 鉛直方向の拡散幅 (m)

t : 経過時間 (s)

上記以外の変数は[有風時]と同じ。

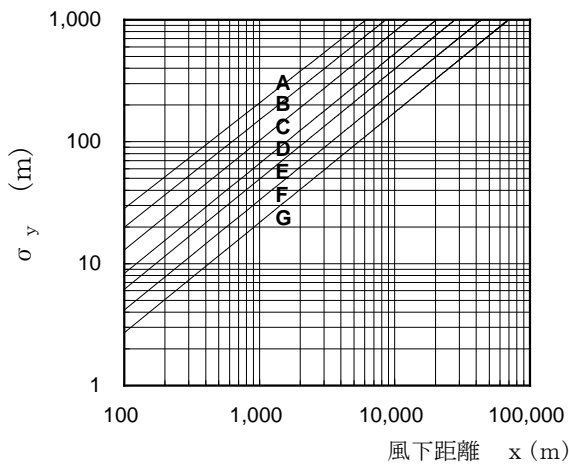
- ・ 無風時 ($u < 0.5 \text{ m/s}$)

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2} \gamma} \left[\frac{1}{\eta_-^2} + \frac{1}{\eta_+^2} \right]$$

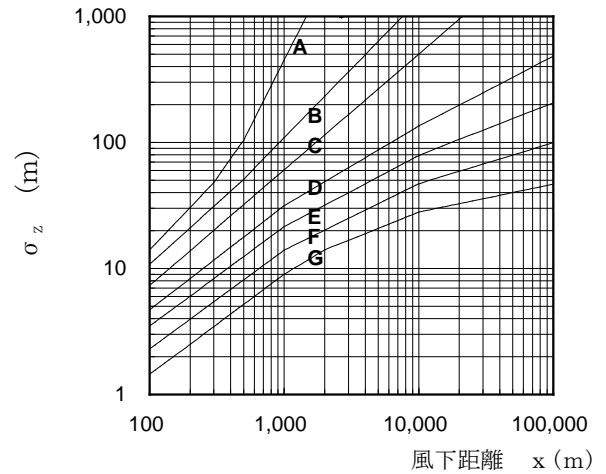
変数は[弱風時]と同じ。

② 拡散係数

予測に用いる拡散幅は、有風時 ($u \geq 1 \text{ m/s}$) においてパスキルーギフォード図を基本とし、また、弱風時 ($0.5 \leq u < 1 \text{ m/s}$) 及び無風時 ($u < 0.5 \text{ m/s}$) においては、表 4-2.3に示す弱風時・無風時の拡散係数をパスキル安定度階級に対応させて用いることを基本とした。



(a) 水平方向拡散幅 σ_y



(b) 鉛直方向拡散幅 σ_z

図 4-2.2 パスキルーギフォード図

表 4-2.3 弱風時、無風時の拡散係数

パスキル 安定度階級	弱風時 ($0.5 \leq u < 1\text{m/s}$)		無風時 ($u < 0.5\text{m/s}$)	
	α	γ	α	γ
A	0.748	1.569	0.948	1.569
A-B	0.659	0.862	0.859	0.862
B	0.581	0.474	0.781	0.474
B-C	0.502	0.314	0.702	0.314
C	0.435	0.208	0.635	0.208
C-D	0.342	0.153	0.542	0.153
D	0.270	0.113	0.470	0.113
E	0.239	0.067	0.439	0.067
F	0.239	0.048	0.439	0.048
G	0.239	0.029	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年、公害研究対策センター）

③ 有効煙突高

有効煙突高は、窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕に準拠し、煙突実体高と排ガス上昇高の合計として以下に示す式で算出した。

$$H_e = H_o + \Delta H$$

ここで、

H_e : 有効煙突高 (m)

H_o : 煙突実体高 (m)

ΔH : 排ガス上昇高 (m)

排ガス上昇高は、有風時 ($u \geq 1\text{m/s}$) にはCONCAWE式から計算した値を用い、弱風時 ($0.5 \leq u < 1\text{m/s}$) 及び無風時 ($u < 0.5\text{m/s}$) にはBriggs式と有風時 (風速 2m/s) の値から線形内挿した値を用いた。

CONCAWE式及びBriggs式は、以下に示すとおりである。

・ 有風時 (CONCAWE 式)

$$\Delta H = 0.175 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

ここで、

Q_H : 排出熱量 (cal/s)、 $Q_H = \rho \cdot Q \cdot C_p \cdot \Delta T$

ρ : 15°C における排出ガス密度、 1.225×10^3 (g/m³)

Q : 単位時間あたりの排ガス量 (m³N/s)

C_p : 定圧比熱、0.24 (cal/Kg)

ΔT : 排ガス温度と気温 15°C との温度差 (K)

u : 煙突頭頂部の風速 (m/s)

- ・ 無風時 (Briggs 式)

$$\Delta H = 1.4 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

ここで、

$d\theta/dz$: 温位勾配、昼間 0.003 (°C/m)、夜間 0.010 (°C/m)

5) 予測条件

① 煙突排ガスの諸元

煙突排ガスの諸元は表 4-2.4のとおり、可燃ごみ広域処理施設整備基本計画より設定した。

表 4-2.4 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値
煙突高		A案 : 100m B案 : 59m
乾きガス量 ^{注1}		57,000m ³ N/h
湿りガス量 ^{注1}		64,000m ³ N/h
排ガス温度 ^{注2}		170°C
排出濃度	二酸化窒素	20ppm
	二酸化硫黄	10ppm
	浮遊粒子状物質	0.01g/m ³ N
	ダイオキシン	0.05ng-TEQ/m ³ N

注1. 乾きガス量及び湿りガス量は、「ごみ処理施設台帳（平成21年度版）」（公益社団法人廃棄物・3R研究財団）におけるストーカ方式の類似規模施設の数値のうち、最大の値を設定した。

注2. 排ガス温度は、既存施設における事例を参考にしつつ安全側の予測に留意して設定している。施設計画は今後検討する予定であり、本施設の排ガス温度は高くなる場合がある。

② 気象条件

風向及び風速は、京田辺地域気象観測所の平成28年の測定結果を用いた。大気安定度は、京田辺地域気象観測所の風向及び風速、大阪管区気象台の日射量及び雲量を用いて設定した。

風速は、べき乗則により、煙突頭頂部の風速を推定し、風速0.5m/s以上の場合を有風時、風速0.4m/s以下の場合を無風時とした。

③ バックグラウンド濃度

バックグラウンド (BG) 濃度は、表 4-2.5に示す通りとした。

表 4-2.5 BG 濃度の設定

項目	BG濃度	備考
二酸化硫黄	0.002ppm	王仁公園局
二酸化窒素	0.014ppm	田辺局
浮遊粒子状物質	0.023mg/m ³	田辺局
ダイオキシン類	0.023pg-TEQ/m ³	王仁公園局

注. 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は平成17年度～平成26年度の平均値、ダイオキシン類は平成21年度～26年度測定結果より設定した。

④ 年平均値から日平均値の2%除外値又は年間98%値への変換式の設定

予測結果を環境基準と比較するために、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質については年平均値から日平均値の2%除外値へ、二酸化窒素については年平均値から日平均値の年間98%値への変換を行った。

変換方法は統計モデルによるものとし、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は田辺局、二酸化硫黄は王仁公園局における平成17年度から平成26年度の測定値を用いて変換式を求めた。

- ・二酸化硫黄：日平均値の2%除外値＝年平均値×1.4981+0.0016
- ・二酸化窒素：日平均値の年間98%値＝年平均値×1.5369+0.0080
- ・浮遊粒子状物質：日平均値の2%除外値＝年平均値×2.0665+0.0052

(2) 予測結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の最大着地濃度地点における予測結果は、表 4-2.6(1)～(4)に示すとおりである。また、予測対象物質のうち二酸化硫黄について煙突高さ案ごとの排ガス寄与濃度分布状況を図 4-2.3(1)～(2)に示す。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに、最大着地濃度地点における寄与濃度は、B案（煙突高さ59m）のほうが、A案（煙突高さ100m）と比べ、高くなると予測される。ただし、将来濃度（年平均値）については、両案とも同程度の値となる。

表 4-2.6(1) 二酸化硫黄の予測計算結果（最大着地濃度地点）

	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値
A案：100m	0.002ppm	0.0000158ppm	0.002ppm	0.005ppm
B案：59m	0.002ppm	0.0000237ppm	0.002ppm	0.005ppm

表 4-2.6(2) 二酸化窒素の予測計算結果（最大着地濃度地点）

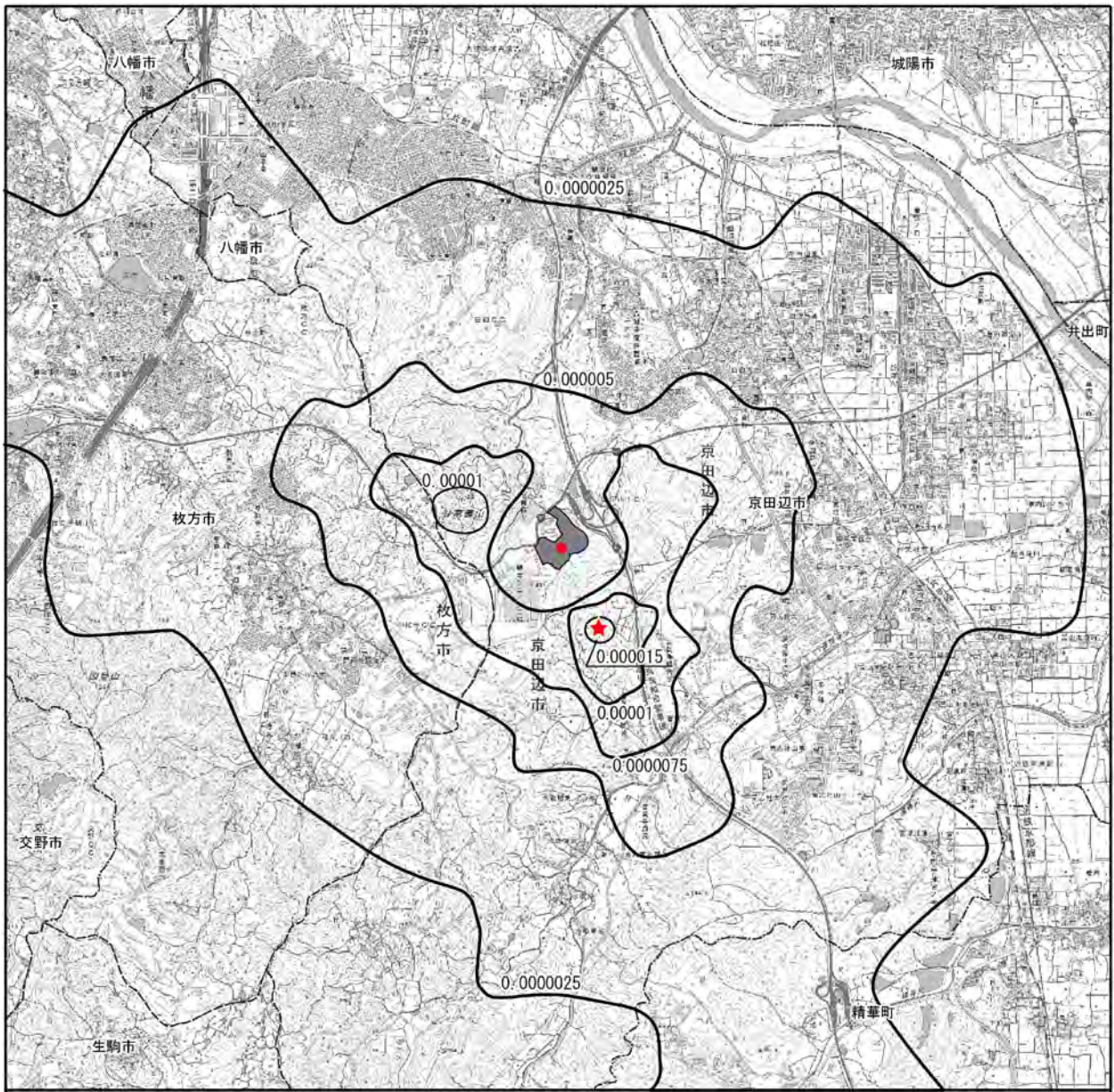
	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 年間98%値
A案：100m	0.014ppm	0.0000164ppm	0.014ppm	0.030ppm
B案：59m	0.014ppm	0.0000245ppm	0.014ppm	0.030ppm

表 4-2.6(3) 浮遊粒子状物質の予測計算結果（最大着地濃度地点）

	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値
A案：100m	0.023mg/m ³	0.0000158mg/m ³	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³
B案：59m	0.023mg/m ³	0.0000237mg/m ³	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³

表 4-2.6(4) ダイオキシン類の予測計算結果（最大着地濃度地点）

	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②
A案：100m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000079pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³
B案：59m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000118pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³



凡例

- 事業実施想定区域
- 煙突の想定位置
- 最大着地濃度地点

単位：ppm

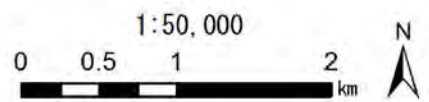


図 4-2.3(1) 二酸化硫黄の寄与濃度予測結果図 (A案 (煙突高さ 100m))

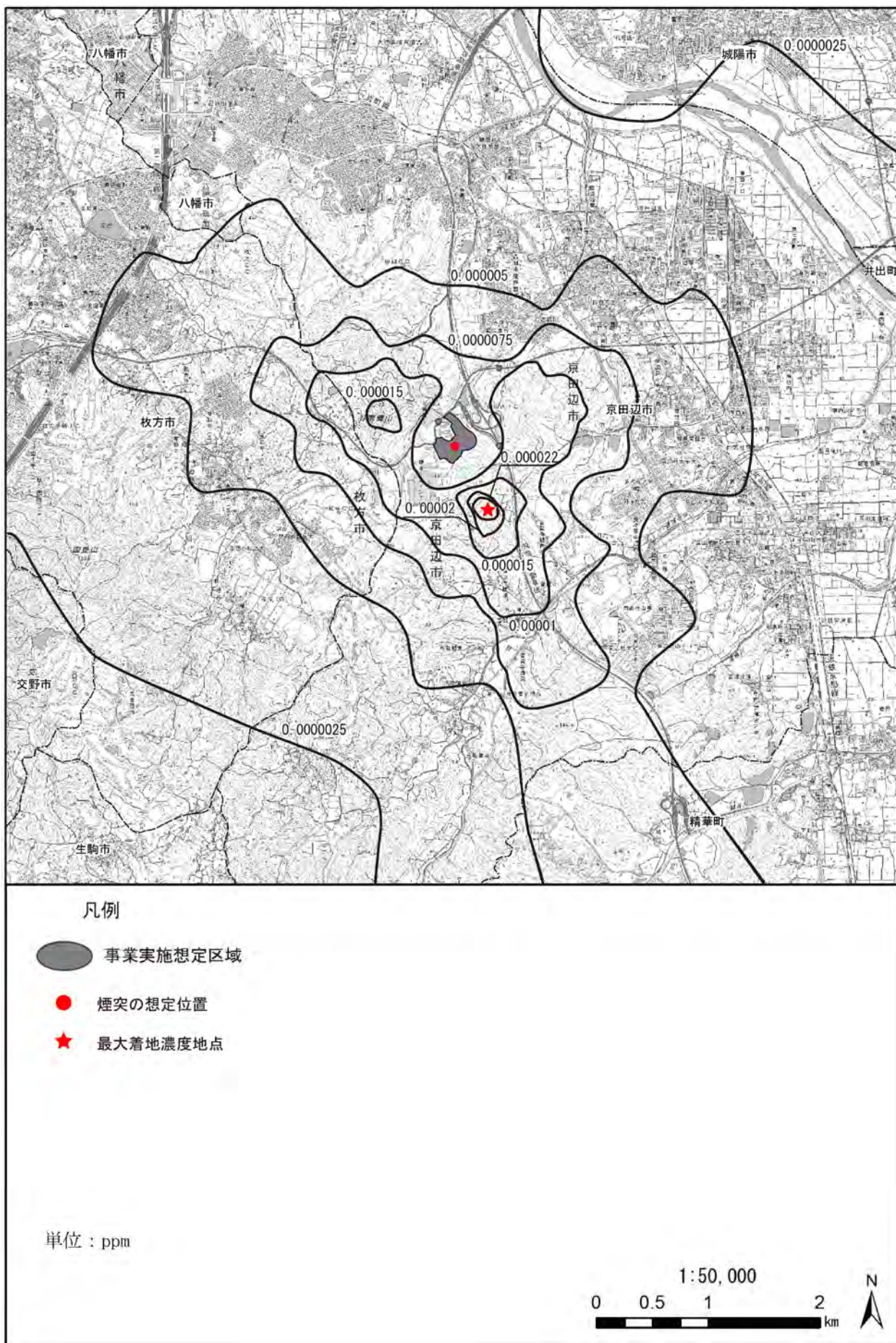


図 4-2.3(2) 二酸化硫黄の寄与濃度予測結果図 (B案 (煙突高さ 59m))

4-2-3 評価

(1) 評価方法

予測結果を元に、設定した複数案間における影響の程度を整理し、設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行うほか、環境基準等との整合が図られているかを検討した。

(2) 評価結果

1) 環境影響の程度に係る評価

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度は、表 4-2.7に示すとおりである。これによると、全ての予測項目でB案（煙突高さ59m）のほうがA案（煙突高さ100m）より寄与濃度が高くなる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となる。

表 4-2.7 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度

項目	煙突高さ	BG濃度 (年平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)
		①	②	①+②
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.0000158ppm	0.002ppm
	B案：59m	0.002ppm	0.0000237ppm	0.002ppm
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.0000164ppm	0.014ppm
	B案：59m	0.014ppm	0.0000245ppm	0.014ppm
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m ³	0.0000158mg/m ³	0.023mg/m ³
	B案：59m	0.023mg/m ³	0.0000237mg/m ³	0.023mg/m ³
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000079pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000118pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³

2) 環境基準等との整合

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況は、表 4-2.8に示すとおりである。これによると、全ての予測項目で、いずれの案も環境基準値を下回ると評価される。

表 4-2.8 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況

項目	煙突高さ	最大着地濃度地点の 将来濃度（年平均値） （BG濃度+寄与濃度）	日平均値の 2%除外値又は 年間98%値	環境基準
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.005ppm	1時間値の1日平均値が 0.04 ppm以下
	B案：59m	0.002ppm	0.005ppm	
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.030ppm	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下
	B案：59m	0.014ppm	0.030ppm	
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
	B案：59m	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³	
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m ³	—	年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m ³	—	

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・ごみの焼却処理により発生する排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、必要に応じ、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施設計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

4-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）

4-3-1 調査

（1）調査項目

- ・ 主要な眺望点及び景観資源の状況
- ・ 主要な眺望景観の状況

（2）調査方法

1) 主要な眺望点及び景観資源の状況

既存資料の収集・整理により、調査地域における主要な眺望点及び景観資源の分布状況を把握した。

2) 主要な眺望景観の状況

1) において把握した主要な眺望点（図 4-3. 1に示す 3 地点）からの眺望景観について、事業実施想定区域方向の眺望の状況及び景観資源の視認状況（以下、「眺望の状況等」という）を現地踏査した。

現地踏査は、以下に示す時期に実施した。

〔現地踏査日〕 平成29年 2月 2日（木）、7日（火）

(3) 調査結果

1) 主要な眺望点及び景観資源の状況

事業実施想定区域周辺における主要な眺望点及び景観資源の分布状況は、表 4-3.1～表 4-3.2 及び図 4-3.1に示すとおりである。

主要な眺望点としては、人が集い景観を楽しむ地点で、既存資料において確認できた事業実施想定区域の北側に位置する甘南備山、南西側に位置する国見山及び東側に位置する飯岡丘陵の3地点があげられる。

また、調査地域の景観資源として、主要な眺望点である甘南備山及び国見山のハイキングコースや、京都の自然200選に記載されている飯岡丘陵などの5地点があげられる。

表 4-3.1 主要な眺望点一覧

番号	名称	出典
1	甘南備山	①、③
2	国見山	②
3	飯岡丘陵	①

注. 表中の番号は図 4-3.1 (赤字) に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」(京都府ホームページ)
：②「きてみて枚方マップ 枚方八景」(枚方市ホームページ)
：③「甘南備山マップ」(平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会)

表 4-3.2 景観資源一覧

番号	名称	分類	出典
1	咋岡神社の「スダジイ」	植物	①
2	一休寺	景観(花)	③
3	甘南備山	ハイキングコース・眺望点	①、④
4	国見山	ハイキングコース・眺望点	②
5	飯岡丘陵	地形・地質	①

注. 表中の番号は図 4-3.1 (青字) に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」(京都府ホームページ)
：②「きてみて枚方マップ 枚方八景」(枚方市ホームページ)
：③「四季の見どころ花散歩」(京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS)
：④「甘南備山マップ」(平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会)



図 4-3.1 主要な眺望点及び景観資源位置図

2) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望点からの眺望の状況等の概要は表 4-3.3に、主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果は表 4-3.4(1)～(3)に示すとおりである。

主要な眺望点のうち、甘南備山は、展望台が存在するが、事業実施想定区域が位置する南東方面は望むことができず、事業実施想定区域方向の眺望においても、景観資源は視認できない。

国見山では、甘南備園焼却施設の煙突や遠方の山並みが眺望できるが、眺望点周辺の樹木により視認可能な範囲は限られ、事業実施想定区域方向の眺望においても、景観資源は視認できない。

飯岡丘陵では、目前に分布する住居等のほか、枚方市東部清掃工場及び甘南備園焼却施設の煙突や甘南備山をはじめとする山並みが眺望でき、事業実施想定区域方向の眺望においても、甘南備園焼却施設の背後に、景観資源の甘南備山が視認できる。

表 4-3.3 主要な眺望点からの眺望の状況等の概要

番号	名称	概要	
1	甘南備山	×	<ul style="list-style-type: none"> 展望台が存在するが、事業実施想定区域が位置する南東方面は望むことが出来ない。 事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
2	国見山	○	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域の西南西約 3.4km の箇所に位置し、眺望点の標高は約 250m である。目前の樹木の先に甘南備園焼却施設の煙突や遠方の山並みが眺望できるが、眺望点周辺の樹木により視認可能な範囲は限られる。 事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
3	飯岡丘陵	○	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域の東約 3.8km の箇所に位置し、眺望点の標高は約 60m である。高台の道路上からの地点であり、目前に分布する住居等のほか、枚方市東部清掃工場及び甘南備園焼却施設の煙突や甘南備山をはじめとする山並みが眺望できる。 事業実施想定区域方向の眺望において、甘南備園焼却施設の背後に、景観資源の甘南備山が視認できる。

注 1. ○は事業実施想定区域方向の眺望が開けている箇所、×は開けていない箇所を示す。

注 2. 表中の番号は前掲の図 4-3.1 に対応

表 4-3.4(1) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果（甘南備山）

眺望点及び眺望の状況	展望台が存在するが、事業実施想定区域が位置する南東方面は望むことが出来ない。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
眺望景観	

表 4-3.4(2) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果（国見山）

眺望点及び眺望の状況	事業実施想定区域の西南西約3.4kmの箇所に位置し、眺望点の標高は約250mである。目前の樹木の先に甘南備園焼却施設の煙突や遠方の山並みが眺望できるが、眺望点周辺の樹木により視認可能な範囲は限られる。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
眺望景観	

表 4-3.4(3) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果（飯岡丘陵）

眺望点及び眺望の状況	事業実施想定区域の東約3.8kmの箇所に位置し、眺望点の標高は約60mである。高台の道路上からの地点であり、目前に分布する住居等のほか、枚方市東部清掃工場及び甘南備園焼却施設の煙突や甘南備山をはじめとする山並みが眺望できる。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、甘南備園焼却施設の背後に、景観資源の甘南備山が視認できる。
眺望景観	

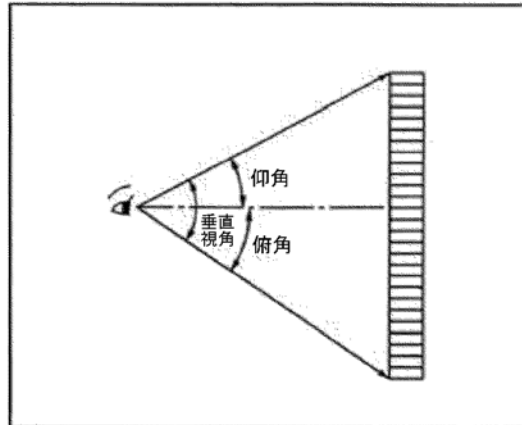
4-3-2 予測

(1) 予測項目・手法

主要な眺望点及び景観資源と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測した。

また、主要な眺望点からの施設（煙突）が視認される場合には、仰角又は俯角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測した。

仰角の概要は図 4-3.2に示すとおりである。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」
(2002年10月 財団法人自然環境研究センター)

図 4-3.2 仰角の概要図

(2) 予測地域

予測地域は調査地域と同様とし、予測地点は、表 4-3.3において、事業実施想定区域方向が開けており、眺望が可能な国見山及び飯岡丘陵の2地点とした。

(3) 予測条件

予測条件は、表 4-3.5に示すとおりである。

表 4-3.5 予測条件

複数案	A案	B案
煙突高さ	100m (頂部標高：約220m)	59m (頂部標高：約179m)

(4) 予測結果

作成したフォトモンタージュは表 4-3.6(1)～(2)に示すとおりである。

国見山からの景観については、施設(煙突)は眺望点から向かって右手の樹木に遮られるため、A案・B案とも煙突は視認できず、施設(煙突)の設置に伴う眺望景観の変化は生じない。また、周辺の景観資源は視認できないため、施設(煙突)の設置に伴う景観資源の眺望に影響を及ぼすことはない。これらより、いずれの案についても、眺望景観への影響は生じないと予測される。

飯岡丘陵からの景観については、A案・B案とも施設(煙突)が視認されるが、眺望点から煙突までの距離が約3.8km離れていることから煙突の出現は遠景^{注1}の変化となるため、影響の程度はごく一部に限られると考えられる。加えて、視認される煙突部分の仰角は1.7～2.3度程度となり、仰角の変化による眺望景観への影響に対する物理的指標^{注2}も下回る。また、いずれの案も景観資源である甘南備山の眺望に影響を及ぼすことはない。これらより、いずれの案についても、眺望景観への影響は小さいと予測される。

以上より、両案間の眺望景観への影響の程度の差は小さいと考えられる。

注 1. 遠景は、対象が景観のごく一部となる 3km 程度以遠の領域を示す。

注 2. 仰角は、18 度になると圧迫感が感じられ始め、30 度では対象物が全視野を占め、圧迫感が残る。

(出典：道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)(平成 25 年、国土技術政策総合研究所))

表 4-3.6(1) 予測結果 (国見山)





<p>眺望景観 (A案：煙突高さ 100m)</p>	 <p>新施設の煙突は視認されない</p> <p>甘南備園焼却施設</p> <p>仰角：－</p>
<p>眺望景観 (B案：煙突高さ 59m)</p>	 <p>新施設の煙突は視認されない</p> <p>甘南備園焼却施設</p> <p>仰角：－</p>

表 4-3.6(2) 予測結果 (飯岡丘陵)

<p>眺望景観 (A案：煙突高さ 100m)</p>	 <p>甘南備園焼却施設 新施設煙突 枚方市東部清掃工場 甘南備山</p> <p>仰角：2.3度</p>
<p>眺望景観 (B案：煙突高さ 59m)</p>	 <p>甘南備園焼却施設 新施設煙突 枚方市東部清掃工場 甘南備山</p> <p>仰角：1.7度</p>

4-3-3 評価

(1) 評価方法

予測結果を元に、設定した複数案間における影響の度を整理し、設定した複数案間における環境影響の度について比較・評価した。

(2) 評価結果

設定した複数案に係る景観に対する影響の度の評価結果は、表 4-3.7に示すとおりであり、両案間の眺望景観への影響の度の差は小さいものと評価した。

表 4-3.7 評価結果

複数案	A案	B案
眺望景観に対する影響の度	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（工作物の存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、必要に応じ、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施設計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、影響の低減に努める。

4-4 総合評価

4-4-1 施設等の配置に関する総合評価

施設等の配置に関する計画段階配慮事項（大気質・騒音・振動）の複数案間の評価結果は、表 4-4.1に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、Y案（計画地盤高115m）に比べ、X案（計画地盤高120m）の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 4-4.1 総合評価（施設等の配置）

複数案	X案 (計画地盤高120m)	Y案 (計画地盤高115m)
総合評価	Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。	X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。
	○	△

注. ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

4-4-2 工作物の構造に関する総合評価

工作物の構造に関する計画段階配慮事項（大気質・景観）の複数案間の評価結果は、表 4-4.2に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、B案（煙突高さ59m）に比べ、A案（煙突高さ100m）の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 4-4.2 総合評価（工作物の構造）

複数案	A案 (煙突高さ100m)	B案 (煙突高さ59m)
総合評価	大気質の影響は、B案に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、B案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。	大気質の影響は、A案に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、A案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。
	○	△

注. ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

第5章 その他規則で定める事項

5-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

対象事業を実施するために必要な許認可等を表 5-1.1に示す。

表 5-1.1 対象事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府山城北土木事務所	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府山城北保健所長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府山城北保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	水質汚濁防止法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規定の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法
特定施設設置届出書及び除害施設設置届出書	公共下水道管理者（京田辺市長）	下水道法、京田辺市公共下水道条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府山城北保健所長	土壌汚染対策法
宅地造成に関する工事の許可申請書	京都府知事	宅地造成等規制法

5-2 配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所

代表者：橘高 崇治

所在地：京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646